

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第137期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 小林 健一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 小林 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1)連結経営指標等

回次		第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	43,873	44,522	44,562	45,889	45,076
経常利益	(百万円)	3,276	3,027	2,821	2,567	2,224
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,133	1,991	1,579	1,749	993
包括利益	(百万円)	2,157	2,099	1,692	1,039	455
純資産額	(百万円)	38,553	40,614	42,102	42,915	43,161
総資産額	(百万円)	54,418	55,585	57,371	56,638	56,287
1株当たり純資産額	(円)	6,394.52	6,737.43	6,986.55	7,121.77	7,162.92
1株当たり当期純利益金額	(円)	354.07	330.54	262.17	290.55	164.99
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	70.81	73.02	73.34	75.73	76.63
自己資本利益率	(%)	5.69	5.03	3.82	4.12	2.31
株価収益率	(倍)	10.17	10.72	15.45	12.06	20.27
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	5,436	4,048	5,177	4,299	4,059
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	5,004	3,124	2,954	2,926	2,473
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	632	1,197	1,037	775	555
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	4,702	4,429	5,615	6,212	7,244
従業員数	(人)	3,203	3,280	3,207	3,281	3,293
[外、平均臨時雇用者数]		[1,730]	[1,728]	[1,748]	[1,789]	[1,758]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第133期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第136期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (百万円)	20,079	20,756	20,917	21,134	21,464
経常利益 (百万円)	1,637	1,845	1,841	1,601	1,442
当期純利益 (百万円)	978	1,255	1,291	1,338	867
資本金 (百万円)	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140
発行済株式総数 (千株)	30,860	30,860	6,172	6,172	6,172
純資産額 (百万円)	24,821	25,899	26,990	27,656	28,123
総資産額 (百万円)	40,156	40,339	42,474	42,634	43,436
1株当たり純資産額 (円)	4,119.30	4,298.88	4,481.42	4,592.20	4,670.15
1株当たり配当額 (円)	5.00	6.00	23.00	35.00	35.00
(うち1株当たり中間配当額)	(2.50)	(2.50)	(3.00)	(17.50)	(17.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	162.41	208.30	214.48	222.32	144.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.81	64.20	63.55	64.87	64.75
自己資本利益率 (%)	4.02	4.95	4.89	4.90	3.11
株価収益率 (倍)	22.17	17.02	18.88	15.77	23.23
配当性向 (%)	15.39	14.40	16.32	15.74	24.30
従業員数 (人)	1,483	1,492	1,489	1,555	1,626
[外、平均臨時雇用者数]	[78]	[83]	[83]	[84]	[87]
株主総利回り (%)	105.2	104.5	120.2	105.4	101.7
(比較指標: 配当込み TOPIX)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	754	725	4,500 (943)	4,070	4,080
最低株価 (円)	670	686	3,975 (695)	3,000	2,930

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第133期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第133期から第134期の発行済株式総数は、株式併合前の株式数であります。

4. 第134期の1株当たり配当額には、創立90周年記念配当1円を含んでおります。

5. 第135期の1株当たり配当額23.00円は、1株当たり中間配当額3.00円と1株当たり期末配当額20.00円の合計であります。2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり中間配当額3.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額20.00円は株式併合後の金額であります。なお、株式併合後の基準で換算した場合、1株当たり中間配当額3.00円は15.00円に相当するため、1株当たり期末配当金20.00円を加えた1株当たり配当額は35.00円となります。

6. 株主総利回りは、第132期(2015年3月期)の末日における株価及びTOPIXを基準として算出しております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。なお、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合しており、第135期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、株式併合前の最高株価及び最低株価は( )に記載しております。

8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第136期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	記事
1927年 8月	旅客自動車運送事業を目的とし、神戸市須磨区に神姫自動車株式会社を設立
1933年 1月	本社を加古郡加古川町（現・加古川市）、姫路市を経て、明石市に移転
1941年 3月	設立以来1941年 3月までの間に、社自動車株式会社の合併をはじめとし、フタバ自動車株式会社、合資会社姫路自動車商会ほか14社を合併又は買収
1943年 5月	山陽自動車株式会社、播電自動車株式会社、相生合同自動車株式会社を合併、本社を姫路市に移転し神姫合同自動車株式会社に商号変更
1943年 8月	柏原自動車株式会社ほか 4 社を合併又は買収
1945年 5月	神戸自動車交通株式会社を合併し兵庫県下における乗合バスの統合を完了
1949年 3月	日の丸自動車株式会社播美支社を買収
1949年 6月	菱油商事が神姫産業株式会社（現・連結子会社）に商号変更、後に1966年 4月神姫急送株式会社と合併
1949年 9月	神戸証券取引所へ上場（同証券取引所は1967年10月廃止）
1952年 6月	赤穂合同自動車株式会社が神姫自動車株式会社神戸タクシー部を吸収合併し、神姫タクシー株式会社（現・連結子会社）に商号変更
1952年12月	赤穂交通株式会社を買収
1956年 5月	神姫自動車株式会社に商号変更
1959年 1月	神姫観光株式会社を設立し、旅行業を開始
1961年10月	大阪証券取引所へ上場（市場第二部）
1969年 3月	遞送部門を分離し、神姫遞送株式会社（現・連結子会社）を設立
1970年 4月	車両部門（板金・塗装等）を分離し、完全自動車整備塗装株式会社（現・連結子会社神姫商工株式会社）を設立
1970年 9月	シンキ興業株式会社（現・連結子会社神姫フードサービス株式会社）を設立し、飲食業を開始
1972年 5月	神姫バス株式会社に商号変更、事業年度を 1 年（ 3 月末日）に変更
1982年12月	神姫観光株式会社の旅行業以外の事業を分離し、神姫商産株式会社（現・連結子会社神姫クリエイティブ株式会社）を設立し、1983年 4月乗車券発売・広告・保険代理業等を開始
1984年 1月	株式会社ホープ（現・連結子会社）を設立し、自動車の車両運行管理業を開始
1997年11月	神姫観光バス株式会社（現・連結子会社）を設立し、1998年 8月貸切旅客運送事業の運行部門の第一次営業譲渡を行い貸切旅行事業を開業
1999年 4月	神姫観光バス株式会社に貸切旅客運送事業の運行部門の第二次営業譲渡を行い、運行部門の譲渡を完了
2002年10月	神姫観光株式会社を吸収合併、旅行事業を開始し、貸切旅行事業を神姫観光バス株式会社に統合
2006年 1月	株式会社ハウジング幸陽を買収（現・連結子会社神姫バス不動産株式会社）
2012年 3月	神姫バスツアーズ株式会社を設立（現・連結子会社）
2012年 4月	神姫観光ホールディングス株式会社を設立（現・連結子会社）
2012年 7月	吸収分割により旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に移管 更に、吸収分割により神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光バス株式会社の株式を神姫観光ホールディングス株式会社に承継させ、旅行事業及び貸切バス事業の経営を管理する中間持株会社体制を構築
2013年 3月	吸収分割により土地分譲事業を神姫バス不動産株式会社に移管
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所（市場第二部）に上場
2014年 8月	株式会社サンピースを設立し、会社分割により遊技場事業を移管
2014年 9月	株式譲渡により株式会社サンピースを売却
2014年11月	株式会社富士屋かまぼこを買収
2016年10月	タイ・バンコクにShinki International Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）
2017年 2月	タイ・バンコクにSBTI Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）
2019年 3月	Shinki International Co.,Ltd.がThai cross Japan Tour Co.,Ltd.を買収（現・非連結子会社）
2019年 3月	株式譲渡により株式会社富士屋かまぼこを売却
2019年10月	株式会社エルテオが神姫バスオール株式会社を吸収合併し、神姫バス不動産株式会社に商号変更
2020年 2月	株式会社ケアサービス神姫を設立（現・連結子会社）

### 3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社26社（内、連結子会社20社、持分法適用子会社2社）及び関連会社4社（内、持分法適用関連会社2社）により構成）が営んでいる主な事業内容と当該事業における位置付けは、次の通りであります。

2019年10月1日付で連結子会社であった神姫バスオール(株)は、連結子会社である(株)エルテオを存続会社とする吸収合併により消滅したため連結範囲から除外しております。なお、同日付で(株)エルテオは神姫バス不動産(株)に商号変更しております。また、当連結会計年度より、(株)ケアサービス神姫を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### (1) 自動車運送

提出会社（以下「神姫バス(株)」という）が乗合旅客運送と乗合旅客運送等の受託を、子会社である神姫ゾーンバス(株)、(株)ウエスト神姫、神姫グリーンバス(株)が乗合旅客運送を行っております。また、子会社である神姫タクシー(株)等が乗用旅客運送を、神姫運送(株)が貨物運送を行っております。

#### (2) 車両物販・整備

子会社である神姫産業(株)及び神姫商工(株)が行っており、神姫バス(株)等へ車両の部品・タイヤ販売、車両の修理等を行っております。

#### (3) 業務受託

神姫バス(株)が経営受託を、子会社である(株)ホープが自動車の運転・保守管理、経営受託、介護事業を行っております。なお、介護事業は2020年5月に子会社である(株)ケアサービス神姫に事業譲渡しております。

#### (4) 不動産

神姫バス(株)が不動産の賃貸等を行っており、子会社である神姫バス不動産(株)が建築、不動産の売買、仲介、管理、車両等の清掃及び警備業を行っております。また神姫バス(株)は神姫商工(株)、神姫観光バス(株)、(株)山陽百貨店等へ施設の賃貸を行っております。

#### (5) レジャーサービス

神姫バス(株)がツタヤFC事業を、子会社である神姫フードサービス(株)等が高速道売店等における物販を含む飲食業を行っております。

#### (6) 旅行貸切

神姫バス(株)、子会社である神姫バスツアーズ(株)及び(株)神姫トラベルが旅行事業を、神姫観光バス(株)が貸切旅客運送を行っております。また、子会社である神姫観光ホールディングス(株)が子会社である神姫観光バス(株)及び神姫バスツアーズ(株)の中間持株会社として経営管理を行っております。

#### (7) その他

物品販売、広告代理

神姫バス(株)が物品販売を、子会社である神姫クリエイイト(株)が物品販売、広告代理業を行っております。

保育

子会社であるしんきエンジェルハート(株)が営業を行っております。

Webサービス

子会社である(株)スイムが営業を行っております。

百貨店

関連会社である(株)山陽百貨店が営業を行っております。

農作物卸売

神姫バス(株)が生産・販売・卸売を行っております。

経営管理業

子会社であるShinki International Co.,Ltd.がSBTI Co.,Ltd.及びThai cross Japan Tour Co.,Ltd.の経営管理業務等を行っております。

輸送関連サービス等

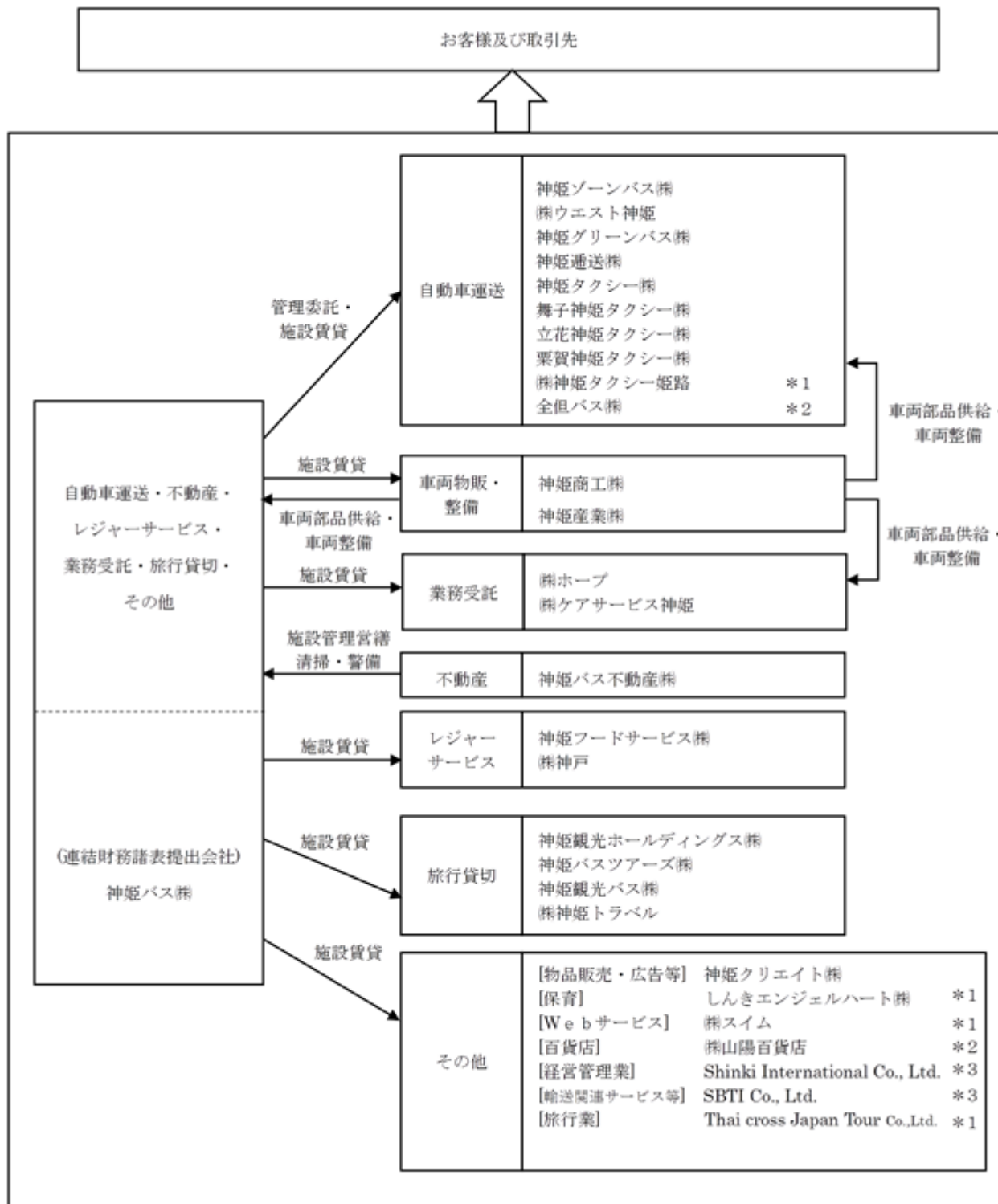
子会社であるSBTI Co.,Ltd.が営業を行っております。

旅行業

子会社であるThai cross Japan Tour Co.,Ltd.が海外で旅行業を行っております。

(事業系統図)

以上に述べた事項の概要図は次の通りであります。



(注) 無印 連結子会社

- \* 1 持分法非適用会社
- \* 2 関連会社で持分法適用会社
- \* 3 子会社で持分法適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 神姫フードサービス㈱	兵庫県姫路市	50	レジャーサービス	100	仕入債務の一部について当社が債務保証を行っております。 当社所有の建物を賃借しております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
㈱神戸	兵庫県姫路市	10	レジャーサービス	100 (100)	なし 役員の兼任等.....無
神姫産業㈱ (注)5	神戸市兵庫区	30	車両物販・整備	99.4	当社に対し車両部品・タイヤを販売しております。また当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫商工㈱	兵庫県姫路市	50	車両物販・整備	100	当社の車両の整備を行っております。また当社所有の整備施設を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱ホープ	兵庫県姫路市	50	業務受託	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫クリエイト㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫ゾーンバス㈱	神戸市西区	30	自動車運送	100	当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫運送㈱	兵庫県姫路市	20	自動車運送	100	当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱ウエスト神姫	兵庫県姫路市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。また、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫グリーンバス㈱	兵庫県姫路市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。また、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
粟賀神姫タクシー㈱	兵庫県神崎郡 神河町	3	自動車運送	100 (100)	なし 役員の兼任等.....無
神姫観光ホールディングス㈱	兵庫県姫路市	10	旅行貸切	100	なし 役員の兼任等.....有
神姫バスツアーズ㈱	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100 (100)	当社所有の土地・建物を賃借しております。また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫観光バス㈱	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100 (100)	当社に対し貸切バスの運行を行っております。また当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫タクシー㈱	神戸市須磨区	20	自動車運送	99.0	なし 役員の兼任等.....有
舞子神姫タクシー㈱	神戸市垂水区	15	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
立花神姫タクシー㈱	兵庫県尼崎市	12	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有



名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
㈱神姫トラベル	大阪市福島区	50	旅行貸切	94.0 (60.0)	旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行っております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫バス不動産㈱ (注)2	兵庫県姫路市	30	不動産	100	当社グループの施設営繕等及び車両・施設の清掃警備を行っております。 当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
㈱ケアサービス神姫	兵庫県姫路市	20	業務受託	100	なし 役員の兼任等.....有
(持分法適用子会社) Shinki International (注)3	タイ バンコク	500千 THB	その他 (経営管理)	49.0	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用子会社) SBTI	タイ バンコク	10,000千 THB	その他 (輸送サービス)	74.0 (50.0)	なし 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) ㈱山陽百貨店 (注)7	兵庫県姫路市	405	その他 (百貨店業)	24.1	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) 全但バス㈱	兵庫県養父市	100	自動車運送	23.3	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 前連結会計年度において連結子会社でありました神姫バスオール㈱は、2019年10月1日付で㈱エルテオを存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、同日付で㈱エルテオは神姫バス不動産㈱に商号変更しております。

3. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、持分法適用子会社としたものであります。

4. 特定子会社に該当する会社はありません。

5. 神姫産業㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,930百万円
	(2) 経常利益	307百万円
	(3) 当期純利益	195百万円
	(4) 純資産額	2,726百万円
	(5) 総資産額	3,932百万円

6. 「議決権の所有割合」欄の( )は間接所有割合で内数であります。

7. 有価証券報告書を提出しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	2,120	[74]
車両物販・整備	288	[9]
業務受託	249	[658]
不動産	70	[227]
レジャーサービス	93	[711]
旅行貸切	348	[35]
報告セグメント計	3,168	[1,714]
その他	27	[44]
全社(共通)	98	[-]
合計	3,293	[1,758]

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,626 [87]	47.1	10.0	4,866,101

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	1,476	[6]
業務受託	35	[13]
不動産	2	[-]
レジャーサービス	5	[56]
旅行貸切	4	[-]
報告セグメント計	1,522	[75]
その他	6	[12]
全社(共通)	98	[-]
合計	1,626	[87]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員、関係会社への出向者を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の神姫バス労働組合は、1946年2月結成され、日本私鉄労働組合総連合会に加盟しており、2020年3月31日現在組合員数は、1,476人(出向中の者を含む)であります。

また、連結子会社においては、神姫観光バス株式会社他8社が個別に労働組合を結成しております。

なお、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「地域共栄 未来創成」の企業理念のもと、2017年度に公表した以下のビジョン及び行動指針に則り、輸送サービスを中心として地域の発展とともに企業価値を向上させていくことを基本方針としております。

企業理念	地域共栄 未来創成
ビジョン	積み重ねてきたことと わたしたちの成長のすべてを、 地域・社会に活かす。 未来につなげる。
行動指針	誠実に、果敢に、おもしろく

#### (2) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の現在の課題は、公共交通事業者として新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら地域の皆様の安心・安全な移動を確保しつつ、このコロナ禍を境に、変化する世界に対応していくことと考えております。当面の間当社グループは不急の出費を抑えることとし、不採算事業の整理など経営の効率化に努める一方、将来への必要な投資は実施してまいります。

自動車運送業では、本年4月には、神戸市ポートアイランドに新たな営業所用地を確保いたしました。この営業所は、三宮からポートアイランド～神戸空港およびベイエリアのアクセス強化のため連節バスを導入する等、当社グループが一層神戸市内で事業を展開していくための重要な拠点と考えております。本営業所を起点に、神戸市中心部の路線網を拡充し、収益性と存在感を高めてまいります。

また、中山間地の人口減少(利用客減少)対策にも取り組んでまいります。地域の皆様の「足」を確保すべく、バス以外の代替手段も含めた、様々な方法を検討しております。その一環として2019年6月に設置した次世代モビリティ推進室では自動運転バスやグリーンスローモビリティなどの様々な移動手段を自治体と連携しながら実証調査を行い、これらを活用した新たな輸送体系の構築を検討してまいります。

今後も安定した利益が見込める不動産業では、本年3月に新たな収益物件として大阪府内に賃貸マンションを購入いたしました。今後は、地価の動向を見定めながら収益物件の取得に努めるとともに、自社用地の開発や管理物件の拡大にも取り組んでまいります。

旅行貸切業では、訪日外国人旅行者や消費マインドの回復など、今後のコロナ禍からの回復に左右されるところが大きく、現時点はコロナ禍後への準備期間と認識しております。親和性の高い貸切バス事業と旅行業の一体化を図るため神姫観光バス株式会社と神姫バスツアーズ株式会社を本年5月に合併いたしました。統合後は神姫観光株式会社として、内部体制の強化を図り、経営の効率化とさらなるサービスアップに努めます。特に当社の旗艦ツアーブランドである「真結」では企画力と接客力をさらに磨き、より上質な旅をお客様に提供する所存であります。

レジャーサービス業は、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への対応が業績に影響を与えておりますが、既存飲食店舗のスクラップアンドビルドやM & Aによる事業の入れ替えを行い、収益拡大に向けて取り組んでまいります。

車両物販・整備業では、自動車部品販売の大阪エリアへの進出、整備工場の建替えや設備刷新による生産性の向上によりさらなる収益拡大を図ります。

業務受託事業では、既存指定管理施設の更なる収支改善・新規施設の獲得を目指し、その他の事業においては、広告事業の新媒体獲得や不採算事業の見極めを行い、収支改善に注力してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2019年度から2021年度までを計画期間とする中期経営計画においては、最終年度である2021年度の連結数値目標を以下の通り定めております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、当社グループの業績に与える影響は2020年9月頃まで続く見込んでおります。2020年度第3四半期から業績が回復することを想定しており、最終年度の目標値の見直しは行っておりません。

	2021年度数値目標
連結売上高	48,000百万円
連結営業利益	3,000百万円
連結経常利益	3,100百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,000百万円
売上高経常利益率	6.5%
ROA(総資産経常利益率)	4.8%

中期経営計画では以下の3点を基本方針とし、自動車運送、不動産をコア事業、旅行貸切を成長事業と位置付け、それらに重点を置いた事業展開を進めてまいります。

- ・事業の選択と集中、コア事業・成長事業を中心とした経営資源の再分配
- ・事業の再定義、事業間の横連携、業務改善による生産性の向上
- ・既存事業におけるエリア拡大促進

また、上記に加え、当社を取り巻く事業環境のうち、特に注力すべき事項として、訪日外国人旅行者の取り込みをはじめとする観光事業における関西～首都圏での事業拡大、自動運転等次世代モビリティへの取り組みによる新たな移動サービスへの挑戦を掲げました。

そして、ROA(総資産経常利益率)を当社が重視すべき指標に決めました。当社は事業活動を行う上では投資家と同様に債権者も重視し、トータルでのリターンを最大化する必要があると考えております。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 自動車運送業に係る補助金

自動車運送業においては、不採算路線であっても補助金制度を活用しながら社会的要請の高い路線運行を守っております。将来、補助金制度の廃止や一部削減が行われた場合、路線廃止等による事業規模の縮小、それによる地域社会の信用低下及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 原油相場の動向

バスの動力源として、原油に大きく依存しており、その価格の動向は業績に影響を及ぼします。今後、EVバスへの移行がなされたとしても、電力価格は原油相場に依拠するところが多く、変わらず業績へ影響を及ぼすと考えます。購入単価が1円変動した場合、営業利益に与える影響は年間約200万円と試算しております。

当社グループでは軽油調達における価格変動リスクをヘッジするため、「原油スワップ取引」の導入について検討しております。

### (3) 自動車運送業に係る重大事故

自動車運送業の特性上、重大事故の可能性は常にあります。死亡・重大事故が発生すれば、賠償費用はもとより、行政処分により新たな事業計画が抑制される可能性があり、また社会的信用の失墜により、当社グループの運送事業以外の事業へも影響を及ぼす可能性があり、規模によっては経営基盤を揺るがす可能性もあります。

運輸安全マネジメント制度の導入により、「輸送の安全の確保」が義務付けとなっておりますが、当社グループとしましても「安全は全てに優先する」という基本理念の下、3悪(飲酒運転・無免許運転・無車検運行)の撲滅、死亡事故・重大事故ゼロ、横断歩道上の事故ゼロ、自転車との事故ゼロ、交通事故件数の減少の5項目を目標に掲げ、トップから現場まで一丸となった安全管理体制(安全風土、安全文化)の構築に努めております。また、車両欠陥事故を絶対に起こさないよう、グループ内整備で法令に基づく点検・整備を徹底しており、加えて自社独自の追加整備など整備管理に細心の注意を払っております。

#### (4) 労働力の確保

当社が求める人材・労働力の確保、育成が計画通りに進捗しない場合は、事業計画の停滞が発生し、ひいては当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、特に自動車運送業においては、乗務員を確保するため「バス運転体験会」の実施、採用特設サイト及びPR動画の作成・配信等の積極的な採用活動に加え、社内の人材育成に努めております。

#### (5) 主要取引

不動産における主要賃貸物件や、自動車運送業における特定契約輸送等、特定の取引先との取引の消滅により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、レジャーサービス業等においては一部フランチャイズ契約によっておりますので、提供される商品やサービスに重大な欠陥等が生じた場合や、本部の経営方針の転換や業績が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、不動産や自動車運送業においては、特定の取引先と友好的な関係を築きつつ、事業拡大を進め取引先を増やし、リスクを分散させることに努めてまいります。また、レジャーサービス業においては、提供される商品やサービス等についてはフランチャイザーと十分に協議を進めながら重大な欠陥が生じないように注意を払っております。

#### (6) 伝染病等

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大では、緊急事態宣言が発出され、休校や休業など外出自粛要請がなされました。この様な対処法が確立していない、もしくは感染力が強い伝染病が流行した場合、人の移動が収益へと繋がる自動車運送業、旅行貸切業、レジャーサービス業等においては収益性の低下を招き、業績及び資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、このような事態においても公共交通事業者としての責務を果たし、不急の出費を抑えるとともに、不採算事業の整理等の効率化に努めてまいります。併せて、事態が収束に向かった際には新たな事業展開をするための準備も整えてまいります。また、感染リスクが高いとされる3密を避けるため、時差出勤・テレワーク等柔軟で効果的な働き方を実施しております。

#### (7) 自然災害、異常気象

台風や地震等の自然災害が発生した場合、当社資産の毀損や道路環境の変化による迂回運行など自動車運送業等の費用が増大し、業績に影響を及ぼします。また、冷夏暖冬、長雨、大雪などでは、旅行貸切業、レジャーサービス業、業務受託業等の収益性の低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、災害対応マニュアルを策定しており、有事の際には車両等資産の保全・バス運行復旧に向けた行動計画等マニュアルに則り、いち早い復旧に努め被害を最小限に抑える努力をしております。

#### (8) 法令順守・不正行為

当社グループが展開する主要な事業は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業で国土交通大臣の許可を得て営業を行っております。また、その他の各事業も様々な法令・規則等による規制を受けており、これらの規制に違反した場合、または規制に重大な変更があった場合、当社グループの事業活動が制限されるほか、法令・規制等を遵守する費用が発生する等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、ガバナンス強化、各種法令及び社会的規範を順守するため、コンプライアンス委員会を設置しグループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成に努めております。コンプライアンス委員会では年3回の内部監査を実施し、コンプライアンス活動の調査・ヒアリングを行っております。また、社内及び社外に「内部公益通報者保護規定」に基づく通報相談窓口を設置し、法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実に努めております。

#### (9) 保有資産の減損

保有資産においては「たな卸資産の評価に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」等を適用しており、資産の回収可能額が帳簿価額を下回った場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、収益性の低下等により投資額の回収が見込めないことにより減損処理が必要となる場合には、減損損失を計上するとともに、追加損失の計上が無いように収支改善策に取り組んでおります。

#### (10) 退職給付債務

従業員の退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産、退職給付信託の期待運用収益率に基づいて予測計算されております。運用実績や金利変動、想定外の従業員の変動により実際の結果が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用に影響を与えます。今後の資産運用環境や金利動向次第では、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 個人情報の漏洩

自動車運送業、レジャーサービス業及び旅行貸切業等では、大量の顧客情報を保有しておりますが、個人情報の流出等が発生した場合、顧客離れや企業イメージの失墜、更には多額の損害賠償請求による財務的リスクを負うなど、その後の事業展開、経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、内部からの情報漏洩に対しUSBメモリ等の記憶媒体システムの使用を制限し、さらにパソコン上の操作履歴も記録する等対策をとっております。また、外部からの不正アクセスに対してはファイヤーウォール等の防御対策をとっております。

#### (12) 食品の安全性

当社グループは、お客様に安全・安心な食品を提供するため、衛生管理や品質管理を徹底し、トレーサビリティの強化にも注力しております。しかしながら、そうした取組みの範囲を超えた事象が発生した場合、関連商品の消費の縮小や安全性確保のための費用により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のがわが国経済は、政府や日銀の経済政策・金融政策により雇用・所得環境の改善が図られ、緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、自然災害、消費税増税や海外経済の成長減速に加え、事業年度終盤の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、様々な経済活動が制限を余儀なくされた結果、景気は急速な悪化局面のまま当期を終了しました。

当社グループでは2019年4月から自動車運送業、不動産業をコア事業、旅行貸切業を成長事業と位置づけ、集中的に経営資源を配分する中期経営計画を開始させております。

コア事業である自動車運送業では、都市部での積極的な展開のほか、連節バスや自動運転バスにより社会課題を解決するための実証実験に取り組みました。

不動産業では、建設・仲介・開発・ビルメンテナンスといった不動産に関するサービスをワンストップで提供するために子会社の株式会社エルテオと神姫バスオール株式会社を合併し、神姫バス不動産株式会社として営業体制やサービスの強化を図りました。

成長事業と位置付ける旅行貸切業においても、主力のバスツアー「真結」「バス旅」のさらなる質向上に努めるとともに、訪日外国人旅行者や若年層向けツアーブランドの「LIMON」では海外エージェントとの連携を強化し、訪日外国人旅行者向けの周遊ツアーの販売拡大や東京ディズニーリゾート行等ツアーの増便等を行いました。

また、2019年5月にはスマートモビリティや地域課題の解決、地域振興等に挑戦するスタートアップ企業への出資を目的としたファンド「S5(エスファイブ)」を設立しました。

当期は第3四半期までの営業損益は、全てのセグメントにおいて前年を上回っておりましたが、前述の新型コロナウイルス感染症予防のための外出自粛要請により、バス事業のほか、旅行事業や飲食事業等、人の移動を収益源とする事業を中心に大きな影響が及び、業績に急ブレーキがかかる結果となりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ351百万円減少し、56,287百万円となりました。増減の主なものは、現金及び預金の減少293百万円、有価証券及び投資有価証券の時価評価等による減少268百万円、退職給付に係る資産の減少257百万円、受取手形及び売掛金の減少191百万円、有形固定資産の増加558百万円、分譲土地建物の増加112百万円等であります。

負債は、前連結会計年度末に比べ597百万円減少し、13,125百万円となりました。増減の主なものは、リース債務の減少375百万円、未払金の減少364百万円、繰延税金負債の減少241百万円、未払法人税等の増加438百万円等あります。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金の増加786百万円、退職給付に係る調整累計額の減少303百万円、その他有価証券評価差額金の減少238百万円等により前連結会計年度末に比べ246百万円増加の43,161百万円となり、自己資本比率は76.6%となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の売上高は前年同期比812百万円( 1.8%)減の45,076百万円、営業利益は前年同期比283百万円( 12.2%)減の2,043百万円、経常利益は前年同期比342百万円( 13.3%)減の2,224百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比756百万円( 43.2%)減の993百万円となりました。それに伴い、売上高経常利益率は前年同期比0.7ポイント減の4.9%、ROA(総資産経常利益率)は前年同期比0.6ポイント減の3.9%となりました。

セグメントの経営成績は次の通りであります。売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

(自動車運送)

当事業部門は乗務員採用難のなか「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準)」を遵守し事業を拡大するため乗務員確保に取り組み、労働環境の改善、人材の採用・育成、輸送効率の改善等の諸施策を実施しました。

乗合バス部門におきましては、増減便の実施による効率的なダイヤ編成や、三宮・新大阪等都市部への乗り入れを増便するなど、旅客の利便性向上と収益性の拡大に努めました。また、神戸市交通局からの運行系統の受託も増加させております。高速乗合バスでは、2019年4月「三宮～松江出雲線」を新設したほか、既存路線におきましても増便を図ったことに加え、前年相次いだ自然災害の反動もあり増収となりました。郵便物輸送部門では、郵便貨物において新規受託路線を獲得したほか、一般貨物においても契約数が増加したことにより増収となりました。タクシー部門におきましては、乗務員不足により稼働数が減少したため減収となりました。以上の結果、外出自粛要請の影響を受け業績は悪化しましたが、第3四半期までの業績が順調であったこともあり、売上高は前年同期比30百万円(0.2%)増の20,785百万円となりました。一方、営業利益は原油価格の下落により燃料費が減少しましたが、コロナ禍により前年同期比226百万円( 57.0%)減の170百万円となりました。

(車両物販・整備)

車両物販部門におきましては、自動車の平均使用年数が長期化しており、取引先である各自動車整備会社や中古車販売店への部品の出荷が増加したことや各種フェアを実施した中古車販売が好調であったため増収となりました。自動車整備部門におきましても、大型車両を中心に車検整備台数が増加しました。以上の結果、売上高は前年同期比64百万円(0.8%)増の8,455百万円、営業利益は前年同期比53百万円(11.7%)増の508百万円となりました。

（業務受託）

車両管理部門におきましては、既存取引先との契約価格の増額改定や新規受注に努めましたが、解約や取引縮小、稼働減により減収となりました。経営受託部門では新型コロナウイルス感染症予防のため、3月に一部施設の休業がありました。2018年10月までの7カ月間、姫路市宿泊型児童館「星の子館」がリニューアル工事のため休館していた反動で増収となりました。介護部門は前年より開始した機能訓練を積極的に営業した結果、利用者増に繋がり、増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比17百万円（0.5%）増の3,304百万円、営業利益は前年同期比26百万円（13.6%）増の223百万円となりました。

（不動産）

住宅部門におきましては、注文住宅の販売が前年を上回ったことにより増収となりました。建設部門では、営業活動および入札参加に努めましたが減収となりました。清掃・警備部門では放置車両確認業務が減少しましたが、ホテル清掃等を受注したことにより増収となりました。賃貸部門では、一部テナントの解約はありましたが、賃貸料の増額改定等により増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比54百万円（1.1%）増の5,160百万円、営業利益は建設部門における粗利益率が改善し、前年同期比43百万円（3.1%）増の1,475百万円となりました。

（レジャーサービス）

飲食部門におきましては、2019年5月に「さち福やCAFÉ相鉄フレッサイン神戸三宮店」を出店したことに加え、前期に開業した店舗の売上の通年寄与もあり増収となりました。ツタヤFC部門は新たに2019年5月に「TSUTAYA熊見店」を事業譲受しました。また、既存店の売上も全店前年を上回りました。なお、食品製造販売部門の株式会社富士屋かまぼこは2019年3月に株式譲渡しております。以上の結果、売上高は株式会社富士屋かまぼこの売上が減少したことにより前年同期比557百万円（9.1%）減の5,568百万円、営業利益は3月の外出自粛が大きく影響し、前年同期比12百万円（21.0%）減の45百万円となりました。

（旅行貸切）

旅行部門におきましては、第3四半期までは訪日外国人旅行者向け商品の1 dayツアーやゴールデンルートツアー、主力商品であるバスツアー「バス旅」や「真結」、にっぽん丸チャータークルーズが好調に推移していました。また、貸切バス部門におきましても東京ディズニーリゾート等東京方面行バスの増便により、増収・増益で推移していました。しかしながら、雪不足のためスキーツアーが不振だったことに加え、特に多くの外国人旅行者の利用が見込める春節の時期に発動された渡航制限やその後の外出自粛要請により、バスツアーや各種団体旅行の取りやめ等の影響を大きく受けました。以上の結果、売上高は前年同期比118百万円（2.8%）減の4,045百万円、営業損益は前年同期に比べ162百万円悪化し378百万円の営業損失となりました。

（その他）

農業部門におきましては、効率的な運営方法や拠点の見直しを図ったため、減収となりました。コンビニエンス（ファミリーマートFC）部門では、駅前店の利用客が減少したため、減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比84百万円（6.3%）減の1,247百万円、営業利益は農業部門の収支改善が一定程度寄与し損失幅を縮小したため、前年同期比16百万円（532.8%）増の19百万円となりました。



#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ1,031百万円増加し、7,244百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益1,782百万円、減価償却費2,820百万円、未払金の減少579百万円、減損損失414百万円、法人税等の支払額393百万円等により4,059百万円の収入（前年同期は4,299百万円の収入）となりました。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出3,612百万円、定期預金の預入による支出815百万円、定期預金の払戻による収入2,140百万円等により2,473百万円の支出（前年同期は2,926百万円の支出）となりました。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、ファイナンス・リース債務の返済による支出307百万円、長期借入金の返済による支出261百万円等により555百万円の支出（前年同期は775百万円の支出）となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動におけるキャッシュ・フローと投資活動におけるキャッシュ・フローを合算したもの）は1,586百万円のプラスとなりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループはサービス業を主体とし、その生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であるため、生産実績・受注状況に代えて各セグメントの大半を占める提出会社及び特定の子会社の状況をb. その他の実績として記載するとともに、「(1) 経営成績等の状況の概要」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

a. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
自動車運送	20,575	100.1
車両物販・整備	6,223	100.7
業務受託	3,284	100.5
不動産	4,304	97.8
レジャーサービス	5,568	90.9
旅行貸切	3,885	96.1
報告セグメント計	43,841	98.4
その他	1,235	93.3
合計	45,076	98.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。また、セグメント間の取引については消去しております。  
 2. 総販売実績の100分の10以上の相手は、前連結会計年度、当連結会計年度ともありません。

b. その他の実績

自動車運送

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	一般乗合旅客・車両数(注)	両	761	101.5
	同・輸送人員(注)	千人	51,672	99.2

- (注) 一般乗合旅客・車両数及び輸送人員のうちには、特定旅客に対するものが55両(前年同期比103.8%)、1,444千人(前年同期比99.1%)含まれております。

車両物販・整備

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫産業(株)	自動車部品・タイヤ仕入高	百万円	4,592	101.4
神姫商工(株)	自動車整備・車検台数	台	5,424	100.8
	自動車販売・販売台数	台	325	107.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

業務受託

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
(株)ホープ	運行管理・延受託車両数	両	4,333	97.0

不動産

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	賃貸料	百万円	2,442	100.5
神姫バス不動産(株)	土地分譲・区画数	区画	27	108.0
	建物販売・戸数	戸	34	113.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

レジャーサービス

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	ツタヤFC業・有効会員数	人	178,620	123.9
神姫フードサービス(株) 及び(株)神戸	飲食業・仕入高 (売店の物販を含む)	百万円	1,729	100.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

旅行貸切

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫観光バス(株)	一般貸切旅客・車両数(注)	両	124	98.4
	同・延実働車両数	両	24,075	92.3
神姫バスツアーズ(株)	旅行業・ツアー集客数	人	271,847	95.0

(注)一般貸切旅客・車両数のうちリース車両は20両(前年同期比62.5%)であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。  
 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、売上高は不動産業において注文住宅の販売が前年を上回ったことや車両物販・整備業において自動車部品の出荷が増加したことや中古車販売が好調であったことから増収となったものの、自動車運送業、旅行貸切業、レジャーサービス業において新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受けたこと、また前期レジャーサービス業において連結子会社の株式を譲渡したこと等により45,076百万円(前年同期比1.8%減)となりました。営業利益は人件費の減少や前述の連結子会社の株式譲渡に伴う経費の減少があったものの、減収の影響が大きく2,043百万円(前年同期比12.2%減)、経常利益は持分法による投資利益の減少等により2,224百万円(前年同期比13.3%減)となりました。親会社に帰属する当期純利益は売却予定資産等の減損損失の計上により993百万円(前年同期比43.2%減)となりました。売上高経常利益率は4.9%(前年同期比0.7ポイント減)、ROA(総資産経常利益率)は3.9%(前年同期比0.6ポイント減)となっております。

セグメントごとの分析につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載の通りであります。

中期経営計画3ヵ年の初年度である2019年度の達成・進捗状況は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	2020年3月期 計画	2020年3月期 実績	2020年3月期 計画比	2022年3月期 目標
連結売上高	45,993	45,076	917 ( 2.0%)	48,000
連結営業利益	2,458	2,043	415 ( 16.9%)	3,000
連結経常利益	2,647	2,224	423 ( 16.0%)	2,100
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,741	993	748 ( 43.0%)	2,000
売上高経常利益率	5.8%	4.9%	0.9ポイント	6.5%
ROA (総資産経常利益率)	4.6%	3.9%	0.7ポイント	4.8%

中期経営計画数値（初年度）の達成状況は第3四半期までは計画値を上回る見込みで順調に推移しておりましたが、それ以降は、暖冬の影響による雪不足、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたことにより、売上高は917百万円（2.0%）減の45,076百万円、営業利益は415百万円（16.9%）減の2,043百万円、経常利益は423百万円（16.0%）減の2,224百万円となりました。加えて減損損失の発生（新型コロナウイルスの影響により計上金額の増加もあり）により、親会社株主に帰属する当期純利益は、748百万円（43.0%）減の993百万円となりました。上記の要因等により、売上高経常利益は計画比0.9ポイントの減少、ROA（総資産経常利益率）は計画比0.7ポイントの減少となりました。

中期経営計画においては、自動車運送・不動産業をコア事業、旅行貸切業を成長事業と位置付け、それらに重点を置いた事業展開を進めていくこと、またそれに加え、訪日外国人旅行者の取り込みをはじめとする観光事業における関西～首都圏での事業拡大、自動運転等次世代モビリティへの取り組みによる新たな移動サービスへの挑戦を掲げておりましたが、今回のコロナ禍により方針転換の必要があると認識しております。

当面は不急の支出を抑制し、新型コロナウイルス感染症の業績に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。コロナ禍収束後においては、働き方や暮らし方、ビジネス慣行の変化が予想されますが、各事業においてその変化に対応しながら、中期経営計画の方針に基づき、目標達成に向けて取り組んでまいります。

#### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況としましては、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は7,244百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,031百万円増加しました。これは営業活動の結果得られた資金が4,059百万円と前連結会計年度に比べ239百万円減少しましたが、投資活動の結果使用した資金が2,473百万円と前連結会計年度に比べ453百万円減少したこと、財務活動の結果使用した資金が555百万円と前連結会計年度に比べ219百万円減少したことにより、上記の他、各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性の分析について、当社グループの運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしています。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備資金や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入金を基本としております。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は1,237百万円、現金及び現金同等物は7,244百万円となっております。

当連結会計年度よりスタートしております中期経営計画3カ年におきましては、自動車運送業で車両更新、新車庫建設9,000百万円、不動産業で収益物件取得、リノベーション投資等5,000百万円ほか投資総額20,000百万円を計画し、2020年4月には自動車運送業における営業用地を手元資金にて取得いたしました。

しかしながら、現在のコロナ禍において、自動車運送業、旅行貸切業、レジャーサービス業の飲食部門を中心に収入減の影響が大きく、新型コロナウイルスの収束時期が不透明な中、不測の事態に陥らないよう手元資金を厚くするため、2020年5月に2,000百万円の借入を実施しております。また、不急の設備投資や経費の抑制・圧縮を図りつつも、将来を見据えた投資も予定しているため、2021年3月期連結会計年度末における有利子負債残高は当連結会計年度末に比べ大きく膨らむものと予想しております。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。連結財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

#### （退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計算）

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計算を数理計算上の仮定に基づいて実施しております。

当該仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率等が含まれており、割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定し、また、年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として決定しております。そのため、割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付費用及び退職給付に係る負債並びに退職給付に係る資産に重要な影響を与える可能性があります。

( 固定資産の減損 )

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。そのため、当初見込んでいた収益が得られなくなった場合など、将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定に変更があった場合には、減損リスクが高まります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載の通りであります。

( 繰延税金資産の回収可能性 )

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の検討において、過去の課税所得の推移や将来の課税所得の発生見込額等を考慮し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。そのため、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存し、将来業績が悪化し、課税所得が減少するなど将来の課税所得の見積りに用いた仮定に変更があった場合には、繰延税金資産の回収可能性がなくなり、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載の通りであります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

研究開発活動は行っておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では「経営資源の効率的な配分」を基本方針とし、自動車運送事業、不動産業、旅行貸切業を中心に全体で4,023百万円（前年同期比133.0%）の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。当連結会計年度の設備投資の内訳は、次の通りであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度
自動車運送	2,113
不動産	1,453
旅行貸切	341
上記以外の報告セグメント	93
報告セグメント計	4,002
その他	0
消去又は全社	19
合計	4,023

自動車運送業におきましては、旅客の利便性やサービスの向上を図るため、ノンステップバスをはじめとする乗合バス57両の車両更新や、車載器の入替を行いました。不動産業におきましては、賃貸用不動産の取得および子会社新社屋の建設を行いました。また、旅行貸切業におきましては、貸切バス7両の車両更新等を行いました。

なお、所要資金は、自己資金によっております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下の通りであります。

##### (1) 提出会社

（2020年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）	
			建物及び構築物	車両運搬具	土地		リース資産	その他		合計
					面積 （千㎡）					
姫路営業所 他 14営業所 （兵庫県姫路市他）	自動車運送	車庫・営業所	1,270	3,047	114	5,225	-	148	9,692	1,401 [6]
合同ビル （兵庫県姫路市）(注)2	不動産	賃貸ビル （賃貸設備）	303	-	-	-	-	0	303	2
イオン小野 （兵庫県小野市）(注)3	不動産	ショッピングセンター （賃貸設備）	201	-	10 [3]	114	-	-	315	
新大阪トラストタワー （大阪市淀川区）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	178	-	0	229	-	0	408	
神姫明石大手ビル （兵庫県明石市）(注)3	不動産	ホテル （賃貸設備）	281	-	- [0]	-	-	0	282	
姫路駅南マークビル （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	279	-	1	613	-	2	895	
常温一括加古川センター （兵庫県加古川市）	不動産	物流施設 （賃貸設備）	522	-	16	728	-	81	1,332	
ベルアールビル （大阪市西区）	不動産	賃貸マンション他 （賃貸設備）	661	-	0	740	-	0	1,402	
姫路ターミナルスクエア （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	2,028	-	2	261	-	21	2,311	
加古川商業施設 （兵庫県加古川市）	不動産	住宅展示場他 （賃貸設備）	163	-	18	1,066	-	-	1,230	
キューエル姫路 （兵庫県姫路市）	不動産	商業ビル （賃貸設備）	606	-	0	9	-	1	618	
G101A住道 （大阪府大東市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	717	-	0	217	-	-	934	
その他各賃貸施設 （兵庫県三田市他）	不動産	ホームセンター他 （賃貸設備）	1,199	-	482	6,249	-	49	7,498	

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 (千㎡)					
TSUTAYA姫路広峰店 他 3店舗 (兵庫県姫路市他)	レジャー サービス	ツタヤFC店舗	159	0	5	8	-	14	182	5 [56]
本社施設他 (兵庫県姫路市他)	全社管理業 務・販売業務他	その他設備	188	20	41	1,056	-	44	1,309	218 [25]

(2) 国内子会社

(2020年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 (千㎡)					
神姫観光バス(株) (兵庫県姫路市他)	旅行貸切	貸切バス	32	466	-	-	466	23	989	226 [18]
神姫通送(株) (兵庫県姫路市他)	自動車運送	車庫・営業所	19	83	4	611	-	1	716	46 [32]
タクシー4社 (神戸市須磨区他)	自動車運送	車庫・営業所	17	11	0	121	13	5	169	158 [35]
神姫産業(株) (神戸市兵庫区)	車両物販・整備	営業所・店舗	531	6	8	632	11	6	1,187	132 [5]
神姫商工(株) (兵庫県姫路市)	車両物販・整備	整備工場・店舗	31	2	-	-	-	95	129	156 [4]
㈱ホープ (兵庫県姫路市)	業務受託	車庫・営業所	112	0	14	869	15	78	1,076	214 [644]
神姫バス不動産(株) (兵庫県姫路市他)	不動産	本社・賃貸土地	142	1	4	180	-	3	327	68 [227]
神姫フードサービス(株) 他1社 (兵庫県姫路市他)	レジャー サービス	飲食店舗	242	0	2	328	-	35	606	86 [619]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 持分法適用関連会社である(株)山陽百貨店に貸与しております。
3. 連結会社外から賃借している土地の面積については[ ]で外書しております。年間賃借料は23百万円であります。
4. 従業員数の[ ]は、臨時従業員を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
神姫バス(株)	神戸営業所 (兵庫県神戸市)	自動車運送	営業所新設	3,149	-	自己資金	2020年 4月	2021年 3月	-
神姫バス(株)	姫路営業所 (兵庫県姫路市)他	自動車運送	乗合バス 11両	620	-	自己資金およびリース	2020年 6月	2021年 2月	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,172,000	6,172,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	6,172,000	6,172,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	24,688,000	6,172,000	-	3,140	-	2,235

(注) 2017年6月29日開催の第134回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は24,688,000株減少し、6,172,000株となっております。



( 5 ) 【所有者別状況】

( 2020年 3月31日現在 )

区分	株式の状況 ( 1単元の株式数100株 )							単元未満株式の状況 ( 株 )	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 ( 人 )	2	20	11	50	28	1	2,629	2,741	-
所有株式数 ( 単元 )	106	8,947	53	11,242	237	20	40,633	61,238	48,200
所有株式数の割合 ( % )	0.17	14.61	0.09	18.36	0.39	0.03	66.35	100	-

( 注 ) 自己株式149,931株は「個人その他」に1,499単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

( 2020年 3月31日現在 )

氏名又は名称	住所	所有株式数 ( 千株 )	発行済株式 ( 自己株式を除く。 ) の総数に対する所有株式数の割合 ( % )
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江 1 丁目 1 - 24	590	9.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ( 三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口 ) ( 注 ) 3	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	440	7.31
神姫バス従業員持株会	兵庫県姫路市西駅前町 1	103	1.72
三菱ふそうトラック・バス株式会社	川崎市中原区大倉町10番地	95	1.58
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号	71	1.20
播州信用金庫	兵庫県姫路市南駅前町110番地	60	1.00
姫路信用金庫	兵庫県姫路市十二所前町105番地	60	1.00
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野 1 丁目 3 - 1	60	1.00
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋 5 丁目36 - 11	60	1.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	56	0.94
計	-	1,598	26.54

( 注 ) 1 . 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 . 発行済株式 ( 自己株式を除く。 ) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入して表示しております。

3 . 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 149,900	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,973,900	59,739	同上
単元未満株式	普通株式 48,200	-	-
発行済株式総数	6,172,000	-	-
総株主の議決権	-	59,739	-

(注)「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式が次の通り含まれております。

自己株式 31株

【自己株式等】

(2020年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅前町1番地	149,900	-	149,900	2.43
計	-	149,900	-	149,900	2.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	345	1,343,390
当期間における取得自己株式	73	233,600

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	149,931	-	150,004	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の強化と業績向上を図り、長期的安定配当を基本方針としております。剰余金の配当は中間と期末の年2回行うこととしており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

上記方針により、当事業年度は1株当たり35円(中間配当17.5円、期末配当17.5円)の配当を実施することと決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は21.2%となりました。

内部留保資金につきましては、安全確保のための投資、新路線・新規事業等の事業拡大、環境対策等、企業価値向上のための収益の向上と顧客サービスの充実のための投資等に活用してまいり所存です。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年10月29日 取締役会決議	105	17.50
2020年6月25日 定時株主総会決議	105	17.50

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核としており、地域に密着した企業としての役割を認識したうえで企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。したがって、短期的な営利を追求するのではなく、当社が中長期的に存続するために必要な「経済性」と「公共性」双方のバランスの取れた経営こそが当社に課せられた最重要課題であると認識しております。この認識のもと、当社は監査役会設置会社として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機関をはじめとした様々なガバナンスの仕組みを整備し実践することで、多様な利害関係者に対して効率性と健全性の高い経営を目指しております。また、適時かつ確かな企業情報の開示に努め、企業活動に対する透明性の確保、コンプライアンスの周知徹底、監視・チェック機能の強化およびリスク管理の徹底に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が経営戦略等重要な意思決定のほか、取締役の職務の執行について監督をし、監査役が取締役の職務の執行の監査を行っております。また、定例の取締役会のほか、臨時の取締役会、常勤役員会、部長会を開催し、代表取締役をはじめとする取締役の業務の執行状況の監視や迅速な意思決定を行っております。

取締役会は4名の社外取締役を含む10名の取締役で構成（構成員については、(2) 役員の状況に記載の通り）され、社外取締役は業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授の観点等から当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をし、また、執行の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回以上開催し、議長は社長が務めております。

常勤役員会は適宜開催され、常勤取締役6名（構成員については、(2) 役員の状況に記載しております長尾真、丸山明則、伊藤克也、横山忠昭、小林健一、井村在宏）と常勤監査役1名（森澤徹）が取締役会から委譲された案件の決議等に関する審議を行っております。

部長会議は毎月1回開催し、常勤取締役6名、常勤監査役1名及び部門長が出席（本報告書提出日現在合計11名で構成）し、情報の共有と業務の執行状況の監視・監督を行っております。

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役で構成（構成員については、(2) 役員の状況に記載の通り）され、原則取締役会に合わせて開催し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の運営、決議の妥当性、適正性を監査しております。また、常勤監査役は、上記に記載した全ての会議体に参加し、意思決定の妥当性、適正性を把握しております。

当社グループでは、グループ全体の課題解決と継続的な資質向上を目的に当社グループの役職員が参加する組織として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「CS・地域活動委員会」「ISO推進委員会」の4つの委員会（以下「4委員会」といいます。）を設置しております。

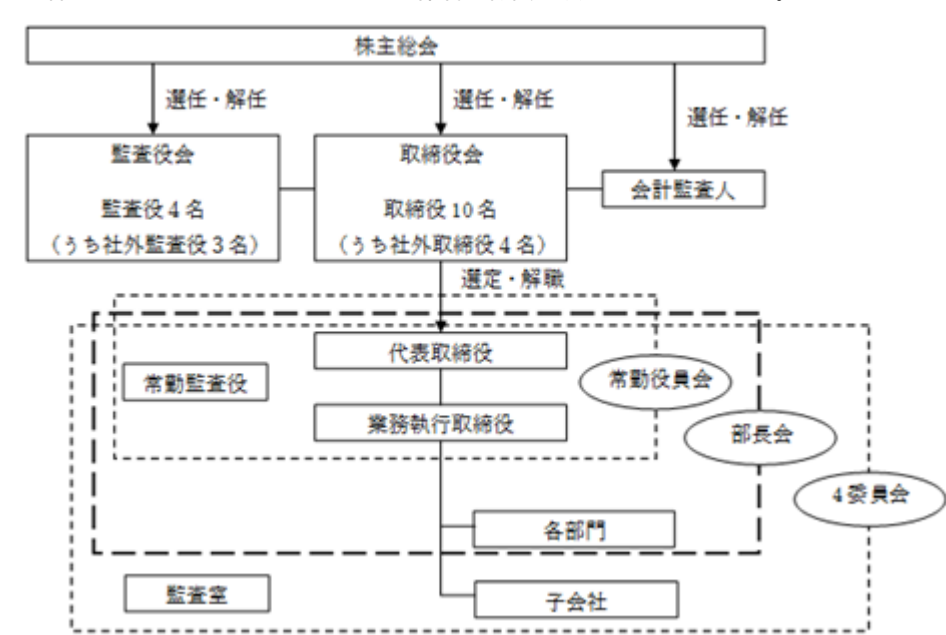
コンプライアンス委員会ではグループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成、安全管理委員会では、当社グループの主要事業である運送事業における安全対策、CS・地域活動委員会では、地域社会との共生、ISO推進委員会ではISO14001取得企業として継続的な環境マネジメントシステムの向上に努めております。

また、各委員会の委員長には業務執行取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。なお、4委員会の委員長は以下の通りです。

コンプライアンス委員会：取締役社長 長尾 真	安全管理委員会：取締役バス事業部長 横山 忠昭
CS・地域活動委員会：専務取締役 丸山 明則	ISO推進委員会：取締役総務部長 伊藤 克也

以上のような業務執行体制及び経営監視体制を採ることにより、ガバナンスの有効性を確保しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は次の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ．基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、顧客、株主及び地域住民等広範な利害関係者の信頼感、並びに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

ロ．体制の整備状況

( ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は「取締役会規則」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議又は報告し、記録を残しております。
- ・取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

( ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」「危機管理マニュアル」及び「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応(クライシスマネジメント)を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。
- ・交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。
- ・財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

( ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、毎月の取締役会、部長会議のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。
- ・取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができるとしてあります。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。

- ( ) 当社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守及び企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
  - ・当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。
  - ・常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部長会議等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
  - ・当社は、前述した4委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。
  - ・当社は、社内及び社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
  - ・社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。
- ( ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
- a . 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(下記c及びdにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会や親会社役付役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については当社常勤役員会において事前審査も行っております。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけております。
- b . 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループの事業運営上必要な子会社にあつては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握及び対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社及び子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。
- c . 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、3事業年度ごとにグループ全社の中期経営計画を策定し、また、親会社役職員は子会社役員を兼務し、グループ全体最適の観点から職務の執行状況の監視、助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。
- d . 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の監査役又は取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、網羅的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化等を図っております。また、当社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、情報共有をしております。グループの役職員にはグループ全役員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、当社総務課又は外部の弁護士法人に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
- ( ) 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員(以下「監査担当者」といいます。)を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
  - ・監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
  - ・取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることができることとしております。

( ) 当社の監査役への報告に関する体制

a . 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、部長会や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
- ・当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

b . 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
- ・当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

c . 上記 a、b の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。

d . 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

( ) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等に出席し、決議又は報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
- ・常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項及びレビュー結果の報告を受けております。
- ・監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役4名及び監査役4名は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役ともに500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項で定める株主総会特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを可能とするためであります。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

#### イ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

#### ロ．当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

##### ( ) 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄 未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、法令順守（コンプライアンス）、危機管理、雇用維持、CD（顧客感動）、環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。



具体的には、

- ・生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト
- ・不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進
- ・高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託
- ・適正な賃金レベル・労働条件の維持
- ・CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現、車両および搭載機器の更新
- ・バスロケーションシステムとドライブレコーダー導入による利便性確保と緊急時対応
- ・新たな技術、ビジネスモデルへの対応
- ・人材の確保

以上のことを進めております。

また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

具体的には、

- ・新バス車両導入による大阪、神戸地区での旅行需要取込み
  - ・新規分野への進出、M&A、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大
  - ・収益物件取得による安定収益確保
  - ・自治体等の施設の運営受託や施設譲受け、および地域活性化支援事業の拡大
- 以上を進めております。

これらを骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、事業の選択と集中、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、適切な事業ポートフォリオを構築させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、1995年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

#### ( )コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、4名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、2007年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

#### 八．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしま

い、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会は、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では2018年6月28日開催の第135回定時株主総会（以下、「第135回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました。（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルールの順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見および代替案の検討のために、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るよう努めるものとします。

特に、大規模買付ルールに従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、または取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として

当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でないまたは相当でない場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

## 二．上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### ( )基本方針の実現に資する特別な取組みについて

「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

従って、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### ( )基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

#### a.当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

#### b.当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、

- ・第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第135回定時株主総会において、当初対応方針または旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること
- ・大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること
- ・本対応方針の有効期間を2021年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと
- ・当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること
- ・第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様意向をより直接的に反映すること

以上のことから、株主の皆様意向をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができ、デッド・ハンド型買収防衛策またはスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取

引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容になっております。

以上の理由により、当社取締役会は、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	長尾 真	1959年7月23日生	1982年4月 当社入社 2003年6月 企画部長 2005年2月 株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル(現株式会社神姫トラベル) 代表取締役社長就任 2005年6月 当社取締役就任、企画部長委嘱 2009年6月 常務取締役就任 2012年4月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社) 代表取締役社長就任 2012年6月 当社専務取締役就任 2013年6月 代表取締役社長就任(現任) 2015年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 会長就任(現任) 2017年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任(現任) 2017年6月 山陽電気鉄道株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	12
代表取締役 専務取締役 総括、事業戦略部・真結・ 地域マーケティング部・ インバウンド事業統括室・ 次世代モビリティ推進室・ 東京オフィス担当	丸山 明則	1958年5月16日生	1981年3月 当社入社 2003年6月 バス事業部長 2006年6月 取締役就任、バス事業部長委嘱 2007年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長就任(現任) 2009年6月 常務取締役就任 2012年5月 神姫クリエイティブ株式会社 代表取締役社長就任 2013年6月 当社専務取締役就任 2014年5月 神姫環境サービス株式会社(現神姫バス不動産株式会社) 代表取締役社長就任 2017年6月 当社代表取締役・専務取締役就任(現任)	(注)3	6
取締役	上門 一裕	1958年3月22日生	1980年4月 山陽電気鉄道株式会社入社 2005年6月 同社取締役就任 2009年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 2013年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	坂井 信也	1948年2月9日生	1970年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 2002年6月 同社取締役就任 2006年6月 同社代表取締役社長就任 2007年6月 当社取締役就任 2011年4月 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長就任 2017年4月 同社取締役相談役就任 2017年6月 当社取締役就任(現任) 2019年4月 阪神電気鉄道株式会社 相談役就任(現任) 2020年6月 レンゴー株式会社取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	藤岡 資正	1976年12月11日生	2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院 会計学担当教員就任(現任) 2011年4月 同大学院日本センター 所長就任(現任) 2017年4月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE(THAILAND) CO.,LTD. 取締役就任(現任) 2018年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 准教授就任 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授(現任)	(注)3	-
取締役	殿村 美樹	1961年2月26日生	1983年4月 株式会社福寿園入社 1992年1月 株式会社TMオフィス 代表取締役就任(現任) 2015年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員就任(現任) 2017年4月 内閣府地域活性化伝道師就任(現任) 2019年1月 一般社団法人地方PR機構代表理事就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 総務部担当 総務部長	伊藤 克也	1961年12月4日生	1984年4月 当社入社 2012年6月 総務部長 2014年6月 取締役就任(現任)、総務部長委嘱(現任)	(注)3	3
取締役 バス事業部担当 バス事業部長	横山 忠昭	1971年10月18日生	1994年4月 当社入社 2014年4月 企画部長 2016年6月 取締役就任(現任)、企画部長委嘱 2017年6月 バス事業部長委嘱(現任)	(注)3	0
取締役 経営企画部担当 経営企画部長	小林 健一	1962年9月7日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 不動産事業部長 2017年6月 取締役就任(現任)、不動産事業部長委嘱 2019年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任(現任) 2019年6月 経営企画部長委嘱(現任)	(注)3	0
取締役 人事部担当 人事部長	井村 在宏	1971年3月26日生	1994年4月 当社入社 2016年5月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社)取締役 2018年6月 当社人事部長 2019年5月 しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)、人事部長委嘱(現任)	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	森澤 徹	1955年 8月17日生	1978年 3月 当社入社 2001年 4月 企画部情報システム課長 2012年 6月 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	1
監査役	三枝 輝行	1940年11月16日生	1963年 4月 株式会社阪神百貨店入社 1995年 6月 同社代表取締役社長就任 2001年 6月 当社監査役就任(現任) 2005年 6月 株式会社阪神百貨店(現株式会社阪急阪神百貨店)代表取締役会長就任 2006年 6月 同社相談役就任 2007年 6月 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長就任(現任) 2009年 4月 積水ハウス株式会社 監査役就任 2012年 4月 同社取締役就任	(注) 5	26
監査役	澤田 恒	1947年 5月26日生	1976年 3月 最高裁判所司法研修所修了 1976年 4月 大阪弁護士会登録 1978年 3月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録換、澤田法律事務所主宰 1994年 6月 大和工業株式会社 監査役就任 2006年 6月 当社監査役就任(現任) 2019年 5月 澤田・中上・森法律事務所主宰就任(現任) 2019年 6月 和田興産株式会社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	0
監査役	石田 昭二	1953年10月13日生	1976年 4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2004年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員姫路法人営業第一部長 2008年 6月 株式会社さくらケーシーエス 代表取締役兼副社長執行役員就任 2012年 6月 神戸ビル管理株式会社 代表取締役社長就任 2014年 6月 神戸土地建物株式会社 代表取締役社長就任 2015年 6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					52

- (注) 1. 取締役上門一裕、坂井信也、藤岡資正及び殿村美樹は、社外取締役であります。
2. 監査役三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年 6月25日開催の定時株主総会の終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役森澤 徹及び石田昭二の任期は、2019年 6月26日開催の定時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役三枝輝行及び澤田 恒の任期は、2020年 6月25日開催の定時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役上門一裕、坂井信也、藤岡資正および殿村美樹、監査役三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 千株未満は切り捨てております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役坂井信也は、阪神電気鉄道株式会社の相談役を兼務しており、同社は当社の株式を590千株（持株比率9.57%）保有しております。また、レンゴー株式会社の取締役も兼務しております。

社外取締役上門一裕は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は不動産業において当社と競業関係にあります。なお、同社は当社の株式を35千株（同0.57%）保有するとともに、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する440千株（同7.13%）について、議決権行使の指図権を留保しております。

社外取締役藤岡資正は、SEKISUI HEIM REAL ESTATE(THAILAND)CO.,LTD.の取締役を兼務するとともに、チュラロンコン大学サシン経営大学院日本センター所長、明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授を務めております。

社外取締役殿村美樹は、株式会社TMオフィスの代表取締役を兼務するとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員、内閣府地域活性化伝道師、一般社団法人地方PR機構代表理事を務めております。

社外監査役三枝輝行は、株式会社サエグサ流通研究所の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社との間に特別の関係はありません。なお、同氏は当社の株式を26千株（同0.42%）保有しております。

社外監査役澤田 恒は、和田興産株式会社の取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社は当社との間に特別な関係はありません。なお、同氏は当社の株式を0千株（同0.01%）保有しております。

社外監査役石田昭二は、株式会社三井住友銀行に勤務しておりましたが、同行は当社の株式を71千株（同1.17%）保有しており、更に当社に対して貸付けを行っております。しかしながら、当社はグループ会社に豊富にある現預金を柔軟に使える体制にしているため、借入金に依存している状況ではありません。

当社は、社外取締役の坂井信也、上門一裕、藤岡資正及び殿村美樹、社外監査役の三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二を独立役員とする独立役員届出書を株式会社東京証券取引所に届け出ております。

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に基づき、独立性の判断を行っております。具体的には、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社は、社外取締役からは業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授、女性の観点から、当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をいただき、社外監査役からはそれぞれ経営者、弁護士、金融機関出身者といった観点から、専門的かつ客観的な助言をいただくことがガバナンスの強化に繋がるものと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査の内容については、上述の通り、相互に情報・意見を交換し、内部統制システムについては必要に応じて担当部門から意見を求めることとしております。当該情報は必要に応じて取締役会、監査役会に報告されるため、社外取締役及び社外監査役の意見の参考となっております。内部統制については、全社統制の整備を行う部門を特定しており、監査対象となる部門の監査を定期的に行っております。



(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、監査役4名（常勤監査役1名、非常勤の社外監査役3名）で構成され、監査役会を原則毎月1回開催しております。

社外監査役の石田昭二氏は、長年にわたり銀行勤務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、監査役会において定めた監査実施計画に従い、取締役会や常勤役員会等の重要な会議への出席や、稟議書等の重要書類の閲覧、子会社への往査、本社各部門へのヒアリング等により、実効性のある監査を実施しております。また、社外監査役は、常勤監査役からの報告を受け、監査役会での十分な審議によって、効率的な監査を行っております。

監査役を補佐する監査スタッフは4名で、いずれも内部監査員を兼務しております。

ロ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回取締役会の前に開催するほか、四半期毎及び期末の会計監査人からの監査報告や監査役会の監査報告書作成の審議のため、当事業年度は合計18回開催しました。

個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 森澤 徹	18回	18回
社外監査役 三枝 輝行	18回	18回
社外監査役 澤田 恒	18回	18回
社外監査役 石田 昭二	18回	18回

ハ. 監査役会の主な検討事項

- ・重点監査項目の設定
- ・内部統制システムの整備・運用状況
- ・棚卸資産・固定資産の管理状況
- ・会計監査人の監査の相当性
- ・競業取引・利益相反取引
- ・内部公益通報制度の運用状況
- ・不祥事等への対応

ニ. 常勤及び非常勤監査役の活動状況

- ・代表取締役へのヒアリング  
年4回実施（全監査役）
- ・本社各部門長及び取締役等へのヒアリング  
年1回実施（全監査役）
- ・重要会議への出席  
常勤役員会、部長会議、予算委員会、労使協議会等（常勤監査役）
- ・重要な決裁書類等の閲覧  
稟議書、契約書、重要会議・議事録、中期経営計画等（常勤監査役）
- ・当社営業所及び子会社への往査  
当社営業所は年1回、子会社は年2回実施（常勤監査役）
- ・社外取締役との連携  
毎月の取締役会の前に社外役員連絡会を開催し情報共有を図る（全監査役）

#### 内部監査の状況

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査の独立性を保持するため、社長直轄の組織としており、内部監査員4名が在籍しております。内部監査員は、「内部監査規程」に基づき、期初に「内部監査計画表」を社長に提出し、その了承を得て会計監査・業務監査・内部統制監査を実施しております。

会計監査については、収益・費用等の会計処理が適正に処理されているかを調べ、不正の有無、記録の適否を監査しております。

業務監査については、業務の運営が社内の諸規程に準拠して、効果的かつ効率的になされているかを監査しております。

内部統制監査については、「内部統制報告制度」（金融商品取引法）に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況について、評価範囲を定めてその有効性について監査しております。

監査結果については、全て監査報告書を作成し社長に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指示し、その回答書を取り寄せて社長へ報告しております。

内部監査員と監査役の連携としては、内部監査員は全ての監査報告書を常勤監査役に報告しており、常勤監査役はその監査結果を毎月1回開催される監査役会で報告しております。

内部監査員と会計監査人の連携は、それぞれの監査結果について、情報交換、意見交換を行っております。

会計監査人と監査役の連携は、会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役へ回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しています。また、期初に監査計画の提出を受け、四半期ごとに監査役会において監査結果報告を受け、意見交換を行っております。

#### 会計監査の状況

##### イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ロ．継続監査期間

1951年以降

##### ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 西野 尚弥

指定有限責任社員 業務執行社員 上田 美穂

##### ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者

公認会計士 5名

会計士試験合格者等 18名

##### ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、専門能力、グローバル対応力、独立性、監査報酬等を総合的に判断し、監査法人を選定しております。EY新日本有限責任監査法人の選定に当たっては、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果、またEY新日本有限責任監査法人から提出された「監査品質に関する報告書」、「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」等により、その適格性を確認しております。

なお、当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、のいずれかに該当する場合、会計監査人の解任又は不再任の決定を行う方針を定めております。

##### ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいた評価を行っております。また監査の実施状況につきましては、経営執行部門から報告を受けるほか、経理担当部門や内部監査部門から意見聴取を行い、その適切性・妥当性を評価しています。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	-	31	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31	-	31	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

会計監査人に対する監査報酬の決定方針としては、当社内部監査部門と当該監査法人との間で協議の上合意した監査報酬見積書を代表取締役役に提出し、代表取締役役が承認の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬などの額について同意の判断を行っております。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等については定款第26条に「株主総会」の決議をもって定めることとしており、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額240百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内）、監査役の報酬限度額は年額55百万円以内と決議されております。

当社の役員の報酬等は法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与（以下、固定報酬という）と同第3号に定める利益連動給与（以下、業績連動報酬という）により構成しております。但し、非業務執行取締役及び監査役に支給する報酬等はその職務の性格から、業績への連動を排除し、固定報酬のみとしております。

各取締役に支給する固定報酬については取締役会が決議した「役員報酬内規」に定め、各取締役の役割や責任の大きさ等に応じて支給することを基本に、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役間の協議により決定しております。また、業績連動報酬については取締役会が決議した「常勤取締役賞与支給内規」に定め、支給額を決定しております。当社は持続的に企業価値向上に向けた事業展開を行っているため、当該業績連動報酬に係る指標は個別当期純利益としております。

イ．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ．取締役の報酬限度額は、240百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）です。

ハ．監査役の報酬限度額は、55百万円以内です。

二．上記ロには業績連動報酬を含んでおり、その支給対象者は業務執行取締役です。

ホ．2019年度に係る常勤取締役に支給する業績連動報酬（2020年6月支給予定の役員賞与）の算定方法につきましては、以下のとおりとすることを2019年6月26日開催の取締役会において決議し、その算定方式について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

(業績連動報酬の算定方法)

常勤取締役を支給する業績連動報酬の総額は当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切捨)とし、40百万円を超えない金額とする。

個別当期純利益が300百万円未満の場合は、業績連動報酬を支払わないものとする。

各常勤取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記で算定された業績連動報酬の総額に下記に定める役職位別係数を乗じ、全常勤取締役の係数の合計で除した金額(千円未満切捨)とする。

各役職位別の係数は取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。

各常勤取締役の支給する額は、それぞれ取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

なお、当事業年度における個別当期純利益は、目標1,183百万円に対し、867百万円となりました。

へ、2020年度に係る常勤取締役に支給する業績連動報酬(2021年6月支給予定の役員賞与)の算定方法につきましては、以下のとおりとすることを2020年6月25日開催の取締役会において決議し、その算定方式について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

(業績連動報酬の算定方法)

常勤取締役に支給する業績連動報酬の総額は、当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切捨)とし、40百万円を超えない金額とする。

当期純利益が300百万円未満の場合は、業績連動報酬を支払わないものとする。

各常勤取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記で算定された業績連動報酬の総額に下記に定める役職位別係数を乗じ、全常勤取締役の係数の合計で除した金額(千円未満切捨)とする。

各役職位別の係数は取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。

各常勤取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	142	112	30	-	8
監査役 (社外監査役を除く。)	21	21	-	-	1
社外役員	35	35	-	-	6

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有している株式を純投資である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業遂行上において、取引の円滑化や金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、当社が企業価値を向上させることが期待できる場合には当社の取引先等である上場企業の株式を保有しております。

政策保有株式に関しては取得段階において、株価の下落リスクが当社の財務内容に影響を及ぼさない範囲に限定するため、取締役会規則で審議する基準を定めており、それを超える投資については決議を要することとしております。また、保有後は毎年取締役会において

( ) 保有目的

( ) 事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれる便益

( ) 株価の下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク

以上を勘案したうえで、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証します。

検証の結果、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、売却その他の方法による政策保有の解消を検討することとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	28	99
非上場株式以外の株式	8	1,838

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
グローリー(株)	616,000	616,000	各種機器の購入等の取引関係を総合的に 勘案し保有	有
	1,533	1,636		
多木化学(株)	27,200	27,200	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し 保有	有
	102	166		
横浜ゴム(株)	75,000	75,000	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し 保有	有
	100	154		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	18,751	18,751	資金取引関係等を総合的に勘案し保有	無(注2)
	49	72		
MS&ADインシュア ランスグループホール ディングス(株)	9,733	9,733	保険契約等の取引関係を総合的に勘案し 保有	無(注3)
	29	32		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	43,530	43,530	資金取引関係等を総合的に勘案し保有	無(注4)
	17	23		
(株)神戸製鋼所	9,904	9,904	特定バス運行等の取引関係を総合的に勘 案し保有	無
	3	8		
(株)関西みらいフィナ ンシャルグループ	4,740	4,740	資金取引関係等を総合的に勘案し保有	無(注5)
	1	3		

(注) 1．定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難ではありますが、直近では2019年8月の取締役会において、個別の政策保有株式について保有の意義を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

- 2．(株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
- 3．MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友海上火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)が当社株式を保有しております。
- 4．(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三菱UFJ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。
- 5．(株)関西みらいフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)みなと銀行が当社株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注2） 及び株式数が増加した理由（注3）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
山陽電気鉄道(株)	260,000	260,000	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	有
	522	572		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	60,200	60,200	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注4)
	157	233		
阪急阪神ホールディ ングス(株)	28,800	28,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注5)
	104	119		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	50,800	50,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注6)
	20	27		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	5,900	5,900	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注7)
	18	23		
(株)みずほフィナン シャルグループ	59,000	59,000	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無
	7	10		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。  
 2. 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載は困難であります。  
 3. 株式数が増加した銘柄はありません。  
 4. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。  
 5. 阪急阪神ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である阪神電気鉄道(株)は当社株式を保有しております。  
 6. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三菱UFJ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。  
 7. 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、会計・税務に関するセミナーへ定期的に参加しております。



1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,662	7,369
受取手形及び売掛金	3 4,821	4,630
有価証券	70	55
商品及び製品	496	580
仕掛品	246	154
原材料及び貯蔵品	123	121
分譲土地建物	352	465
その他	712	602
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	14,483	13,975
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	2 26,335	2 27,013
減価償却累計額	16,642	17,003
建物及び構築物（純額）	9,692	10,010
機械装置及び工具器具備品	2,901	2,936
減価償却累計額	2,214	2,307
機械装置及び工具器具備品（純額）	686	629
車両運搬具	16,788	17,886
減価償却累計額	13,145	13,945
車両運搬具（純額）	3,642	3,941
土地	2 19,190	2 19,349
リース資産	1,953	1,219
減価償却累計額	1,053	666
リース資産（純額）	899	553
建設仮勘定	38	224
有形固定資産合計	34,150	34,708
<b>無形固定資産</b>		
のれん	19	-
その他	393	450
無形固定資産合計	412	450
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1, 2 4,198	1, 2 3,944
退職給付に係る資産	1,248	991
繰延税金資産	442	546
その他	2 1,822	2 1,711
貸倒引当金	119	41
投資その他の資産合計	7,591	7,152
固定資産合計	42,154	42,312
資産合計	56,638	56,287

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,185	2,107
1年内返済予定の長期借入金	261	260
リース債務	398	251
未払金	3,119	2,755
未払法人税等	240	678
未払消費税等	301	408
賞与引当金	987	1,024
役員賞与引当金	84	71
過年度雑収計上旅行券引当金	21	22
その他	2,209	2,196
流動負債合計	8,689	8,576
固定負債		
長期借入金	375	354
リース債務	599	370
繰延税金負債	904	663
役員退職慰労引当金	60	43
退職給付に係る負債	871	967
その他	2,221	2,149
固定負債合計	5,033	4,549
負債合計	13,723	13,125
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,235
利益剰余金	36,361	37,147
自己株式	448	449
株主資本合計	41,288	42,073
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,449	1,211
為替換算調整勘定	-	2
退職給付に係る調整累計額	151	151
その他の包括利益累計額合計	1,601	1,062
非支配株主持分	24	25
純資産合計	42,915	43,161
負債純資産合計	56,638	56,287

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業収益</b>		
自動車運送事業収益	20,547	20,575
売上高	25,341	24,501
営業収益合計	45,889	45,076
<b>売上原価</b>		
運送費	16,127	16,325
売上原価	2 16,694	2 16,483
売上原価合計	32,821	32,809
売上総利益	13,067	12,267
販売費及び一般管理費	1 10,740	1 10,223
営業利益	2,326	2,043
<b>営業外収益</b>		
受取利息	16	16
受取配当金	75	67
仕入割引	24	24
持分法による投資利益	81	37
助成金収入	59	52
その他	76	71
営業外収益合計	335	267
<b>営業外費用</b>		
支払利息	3	2
固定資産除却損	33	45
関係会社貸倒引当金繰入額	37	9
その他	20	30
営業外費用合計	94	86
経常利益	2,567	2,224
<b>特別利益</b>		
車両等購入補助金	98	68
負ののれん発生益	-	10
特別利益合計	98	78
<b>特別損失</b>		
固定資産圧縮損	3 90	3 53
減損損失	4 200	4 414
関係会社株式評価損	-	33
関係会社整理損	5 50	-
その他	-	19
特別損失合計	341	520
税金等調整前当期純利益	2,324	1,782
法人税、住民税及び事業税	592	899
法人税等調整額	18	112
法人税等合計	573	787
当期純利益	1,750	995
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,749	993

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,750	995
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	461	234
退職給付に係る調整額	247	303
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	1,711	1,539
包括利益	1,039	455
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,038	454
非支配株主に係る包括利益	0	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	34,837	447	39,765
当期変動額					
剰余金の配当			225		225
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,749		1,749
自己株式の取得				1	1
持分法の適用範囲の変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,524	1	1,522
当期末残高	3,140	2,235	36,361	448	41,288

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調整勘 定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	1,912	-	399	2,312	24	42,102
当期変動額						
剰余金の配当						225
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,749
自己株式の取得						1
持分法の適用範囲の変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	463	-	247	711	0	710
当期変動額合計	463	-	247	711	0	812
当期末残高	1,449	-	151	1,601	24	42,915

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	36,361	448	41,288
当期変動額					
剰余金の配当			210		210
親会社株主に帰属する 当期純利益			993		993
自己株式の取得				1	1
持分法の適用範囲の変動			3		3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	786	1	784
当期末残高	3,140	2,235	37,147	449	42,073

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調整勘 定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	1,449	-	151	1,601	24	42,915
当期変動額						
剰余金の配当						210
親会社株主に帰属する 当期純利益						993
自己株式の取得						1
持分法の適用範囲の変動		1		1		2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	238	3	303	538	1	537
当期変動額合計	238	2	303	539	1	246
当期末残高	1,211	2	151	1,062	25	43,161

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,324	1,782
減価償却費	2,814	2,820
減損損失	200	414
のれん償却額	1	4
賞与引当金の増減額(は減少)	39	37
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	13
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	32	37
受取利息及び受取配当金	92	83
支払利息	3	2
持分法による投資損益(は益)	81	37
有形固定資産売却損益(は益)	11	6
有形固定資産除却損	19	13
固定資産圧縮損	90	53
関係会社整理損	50	-
売上債権の増減額(は増加)	199	191
たな卸資産の増減額(は増加)	19	83
未払金の増減額(は減少)	245	579
未払消費税等の増減額(は減少)	106	107
その他	120	288
小計	5,227	4,371
利息及び配当金の受取額	92	83
利息の支払額	3	2
法人税等の支払額	1,017	393
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,299	4,059
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	3,640	815
定期預金の払戻による収入	4,145	2,140
有形固定資産の取得による支出	3,136	3,612
有形固定資産の売却による収入	12	17
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	2 24	-
その他	282	202
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,926	2,473
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	240	240
短期借入金の返済による支出	240	240
長期借入れによる収入	210	240
長期借入金の返済による支出	305	261
ファイナンス・リース債務の返済による支出	462	307
配当金の支払額	225	210
非支配株主への配当金の支払額	0	0
その他	9	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	775	555
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	597	1,031
現金及び現金同等物の期首残高	5,615	6,212
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,212	1 7,244

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

2019年10月1日付で連結子会社であった神姫バスオール株式会社は、連結子会社である株式会社エルテオを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。なお、同日付で株式会社エルテオは神姫バス不動産株式会社に商号変更しております。また、当連結会計年度より、株式会社ケアサービス神姫を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

会社の名称 しんきエンジェルハート(株) 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 4社

会社の名称 (株)山陽百貨店、全但バス(株)、Shinki International Co.,Ltd.、SBTI Co.,Ltd.

なお、Shinki International Co.,Ltd.及びSBTI Co.,Ltd.については重要性が増したため、当連結会計年度より、持分法適用の非連結子会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称 しんきエンジェルハート(株) 他

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ..... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの ..... 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品及び製品 ..... 売価還元法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 ..... 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品..... 移動平均法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

分譲土地建物 ..... 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち提出会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 5年～50年

車両運搬具 2年～5年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

過年度雑収計上旅行券引当金

負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

その他の工事

工事完成基準を適用しております。

(6) のれんに関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法を採用しております。但し、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社グループでは、自動車運送業において人の移動が制限されることによる一般路線バス・高速バス等旅客収入の減収、旅行貸切業においても、インバウンド需要の消失やツアー集客数の減少、レジャーサービス業におきましても飲食部門において、来店者数の減少等の影響が予想されます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響は2020年9月頃まで続くとの仮定を置き、当連結会計年度の固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の判断における会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	785百万円	831百万円
投資有価証券(出資金)	-	89

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	195百万円	184百万円
土地	114	114
投資有価証券	8	5
差入保証金	121	112
計	439	417

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受入保証金	320百万円	320百万円
支払手形及び買掛金	139	136
預り金	19	18
計	479	475

3 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、前連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。連結会計年度末日満期手形の金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	29百万円	-百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当等	6,252百万円	6,032百万円
施設使用料	837	825
賞与引当金繰入額	283	305
役員賞与引当金繰入額	84	71
退職給付費用	32	35
減価償却費	234	231

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	2百万円	0百万円

3 固定資産圧縮損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	1百万円
機械装置及び工具器具備品	0	4
車両運搬具	52	46
ソフトウェア	33	-
計	90	53

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県姫路市	遊休不動産	建物等	12
大阪市北区	旅行貸切業用資産	無形固定資産等	4
岡山県美作市	遊休土地	土地	1
兵庫県姫路市	介護事業用設備	建物等	120
兵庫県神戸市兵庫区	飲食店舗設備	建物等	54
兵庫県姫路市他	清掃・警備事業用設備	建物等	7

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

遊休不動産におきましては将来における具体的使用計画がないこと、旅行貸切業におきましては当初の事業計画で想定した収益が見込めなくなったこと、将来の使用が見込まれない遊休土地におきましては継続的な地価の下落、介護事業、飲食事業及び清掃・警備事業におきましては、経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことから、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物123百万円、機械装置及び工具器具備品12百万円、車両運搬具1百万円、土地54百万円、その他9百万円であります。

遊休不動産、飲食店舗設備及び清掃・警備事業用設備の回収可能価額の算定につきましては、使用価値が見込めず、また売却や他への転用が困難な資産であるため、帳簿価額を全額減額しております。旅行貸切業用資産の回収可能価額の算定につきましては、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。遊休土地及び介護事業用設備の回収可能価額の算定につきましては、固定資産税評価額等を基に正味売却価額を測定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県神戸市垂水区	売却予定資産	土地、建物等	147
兵庫県姫路市	介護事業用設備	土地、建物等	236
兵庫県姫路市	飲食店舗設備	のれん、建物	22
兵庫県神戸市西区	飲食店舗設備	建物	7

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

売却予定資産におきましては、売却処分による回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなったため、また、介護事業、飲食事業におきましては、経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことにより、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物255百万円、機械装置及び工具器具備品0百万円、土地142百万円、のれん15百万円であります。

売却予定資産の回収可能価額の算定につきましては、売却予定価額をもとに正味売却価額を測定しております。介護事業用設備の回収可能価額の算定につきましては、使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを6.0%の割引率で割り引いて算定しております。飲食店舗設備の回収可能価額の算定につきましては、使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを4.1%の割引率で割り引いて算定しております。

5 関係会社整理損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社株式売却損	0百万円	- 百万円
関係会社債権譲渡損	50	-
計	50	-

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	664百万円	334百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	664	334
税効果額	202	100
その他有価証券評価差額金	461	234
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	286	352
組替調整額	70	84
税効果調整前	356	436
税効果額	109	133
退職給付に係る調整額	247	303
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	3
組替調整額	1	2
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	711	539

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)	149,271	315	-	149,586
合計	149,271	315	-	149,586

(注) 自己株式の普通株式の増加315株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	120	20.0	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	105	17.5	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	17.5	2019年3月31日	2019年6月27日



当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式（注）	149,586	345	-	149,931
合計	149,586	345	-	149,931

（注）自己株式の普通株式の増加345株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	105	17.5	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	105	17.5	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	17.5	2020年3月31日	2020年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	7,662百万円	7,369百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,450	125
現金及び現金同等物	6,212	7,244

2 前連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により(株)富士屋かまぼこが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに(株)富士屋かまぼこ株式の売却価額と売却による支出は次の通りであります。

流動資産	110百万円
固定資産	287
流動負債	134
固定負債	263
関係会社整理損	0
株式売却価額	0
現金及び現金同等物	24
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	24

3 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	200百万円	12百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	214	13

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車運送業における営業用バス(車両運搬具)及び旅行貸切業における貸切バス(車両運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2 オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,339	1,331
1年超	698	636
合計	2,038	1,968

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、金利変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、社内の稟議決裁を経て経営企画部が実行し、取引結果及び推移については、常時必要に応じて担当及び関係役員に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,662	7,662	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,821	4,821	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,382	3,382	-
資産計	15,867	15,867	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,185	1,185	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	261	262	0
(3) 未払金	3,119	3,119	-
(4) 長期借入金	375	372	3
負債計	4,942	4,940	2

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,369	7,369	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,630	4,630	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,978	2,978	-
資産計	14,977	14,977	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,107	1,107	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	260	261	0
(3) 未払金	2,755	2,755	-
(4) 長期借入金	354	350	3
負債計	4,478	4,475	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度(2019年3月31日)	当連結会計年度(2020年3月31日)
非上場株式	101	101

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,550	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,821	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	70	190	-	240
(2) 社債	-	-	400	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	12,442	190	400	240

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,252	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,630	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	50	180	-	200
(2) 社債	-	-	400	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	11,932	180	400	200

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	261	212	78	42	42
合計	261	212	78	42	42

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	260	126	90	90	48
合計	260	126	90	90	48

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,325	313	2,011
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	540	492	47
	社債	402	400	2
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,267	1,206	2,061
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	114	114	0
	小計	114	114	0
合計		3,382	1,321	2,061

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 101百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,890	178	1,712
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	461	423	38
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,352	601	1,751
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	115	135	20
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	395	400	4
	その他	-	-	-
	(3) その他	114	114	0
	小計	625	650	24
	合計	2,978	1,251	1,726

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 101百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	110	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	110	-	-

(注) 上表の債券の「売却額」は、償還額であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	70	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	70	-	-

(注) 上表の債券の「売却額」は、償還額であります。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

当社は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づく、確定給付企業年金制度を80%採用し、残額については退職一時金制度を充当しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,648百万円	2,756百万円
勤務費用	206	227
利息費用	15	16
数理計算上の差異の発生額	106	78
退職給付の支払額	221	140
退職給付債務の期末残高	2,756	2,938

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	3,836百万円	3,712百万円
期待運用収益	65	68
数理計算上の差異の発生額	179	273
事業主からの拠出額	150	160
退職給付の支払額	160	102
年金資産の期末残高	3,712	3,564

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高(純額)	541百万円	579百万円
退職給付費用	93	86
退職給付の支払額	47	56
制度への拠出額	8	7
退職給付に係る負債の期末残高(純額)	579	601



(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,287百万円	2,424百万円
年金資産	3,847	3,701
	1,559	1,276
非積立型制度の退職給付債務	1,182	1,252
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376	23
退職給付に係る負債	871	967
退職給付に係る資産	1,248	991
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376	23

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	206百万円	227百万円
利息費用	15	16
期待運用収益	65	68
数理計算上の差異の費用処理額	68	83
過去勤務費用の費用処理額	1	1
簡便法で計算した退職給付費用	93	86
確定給付制度に係る退職給付費用	180	177

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金等を特別損失の「その他」に19百万円計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	1百万円	1百万円
数理計算上の差異	355	435
合計	356	436

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	2百万円	0百万円
未認識数理計算上の差異	235	200
合計	237	199

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	31%	33%
株式	43	39
一般勘定	12	12
その他	14	16
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度34%、当連結会計年度32%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0	2.0
予想昇給率	2.1	2.1

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
繰延税金資産		
賞与引当金	301百万円	313百万円
貸倒引当金	31	71
減価償却費	34	36
株式評価減	38	49
減損損失	185	300
退職給付に係る負債	464	447
役員退職慰労引当金	18	13
税務上の繰越欠損金 ( 注 2 )	139	225
その他	328	350
繰延税金資産小計	1,543	1,809
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 2 )	122	202
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	339	412
評価性引当額小計 ( 注 1 )	462	614
繰延税金資産合計	1,081	1,194
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	393	393
その他有価証券評価差額金	616	516
退職給付信託設定益	345	345
退職給付に係る資産	78	57
特別償却準備金	24	12
その他	84	100
繰延税金負債合計	1,543	1,311
繰延税金負債の純額	462	116

( 注 1 ) 評価性引当額が152百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

( 注 2 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2019年 3月31日)

	1年以内 ( 百万円 )	1年超 2年以内 ( 百万円 )	2年超 3年以内 ( 百万円 )	3年超 4年以内 ( 百万円 )	4年超 5年以内 ( 百万円 )	5年超 ( 百万円 )	合計 ( 百万円 )
税務上の繰越欠損金( 1 )	-	-	7	24	13	94	139
評価性引当額	-	-	7	24	13	77	122
繰延税金資産	-	-	-	-	-	17	17

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	7	24	13	1	178	225
評価性引当額	-	7	24	13	1	155	202
繰延税金資産	-	-	-	-	-	23	23

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	0.3
住民税均等割等	2.3	3.2
評価性引当額	9.7	9.6
所得拡大促進税制による税額控除	0.0	-
その他	0.0	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.7	44.2

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びアスベスト含有建築資材の除去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は6年から24年、割引率は0.3%から2.5%を採用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	150百万円	151百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3
時の経過による調整額	0	1
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	151	156

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,326百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,325百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	15,151	15,041
期中増減額	110	665
期末残高	15,041	15,706
期末時価	20,086	23,763

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費の計上であります。当連結会計年度の主な増加額は賃貸用住宅の取得であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、自動車運送サービスを主とし、多種多様なサービスを広範囲にわたり顧客に提供しております。そのため、当社グループの各事業を経済的特徴、サービス内容及びサービスの提供方法の類似性により分類・集約し、「自動車運送」、「車両物販・整備」、「業務受託」、「不動産」、「レジャーサービス」、「旅行貸切」の6つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な事業内容は以下の通りです。

自動車運送.....一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道業

車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理

業務受託.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護

不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理、清掃・警備

レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、ツタヤFC業、食品の製造及び販売

旅行貸切.....旅行業、一般貸切（貸切バス事業）

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への売上高	20,547	6,180	3,267	4,399	6,125	4,044	44,565	1,323	45,889
セグメント間の内部 売上高又は振替高	207	2,210	20	706	-	119	3,263	8	3,271
計	20,754	8,391	3,287	5,106	6,125	4,164	47,828	1,331	49,160
セグメント利益又はセ グメント損失( )	397	455	196	1,431	57	216	2,321	3	2,324
セグメント資産	18,271	7,091	3,573	18,546	2,201	2,989	52,672	875	53,547
その他の項目									
減価償却費	1,652	90	40	423	80	473	2,760	6	2,766
のれん償却額	-	-	-	-	1	-	1	-	1
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,709	74	13	516	170	456	2,942	6	2,948

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、農業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への売上高	20,575	6,223	3,284	4,304	5,568	3,885	43,841	1,235	45,076
セグメント間の内部 売上高又は振替高	209	2,232	20	856	-	160	3,479	12	3,491
計	20,785	8,455	3,304	5,160	5,568	4,045	47,320	1,247	48,568
セグメント利益又はセ グメント損失( )	170	508	223	1,475	45	378	2,044	19	2,063
セグメント資産	18,271	7,242	3,523	19,289	2,186	2,312	52,827	803	53,631
その他の項目									
減価償却費	1,699	84	34	421	65	459	2,765	5	2,770
のれん償却額	-	-	-	-	4	-	4	-	4
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,113	38	7	1,453	47	341	4,002	0	4,003

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、農業等を含んでおります。

#### 4. 報告セグメントの変更等に関する事項

2019年10月1日付で連結子会社である株式会社エルテオと神姫バスオール株式会社が合併し、神姫バス不動産株式会社に商号変更しております。これに伴い、当連結会計年度より報告セグメントの区分方法を見直し、従来「その他」に含まれていた神姫バスオール株式会社の事業を「不動産」として記載する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

5. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	47,828	47,320
「その他」の区分の売上高	1,331	1,247
セグメント間取引消去	3,271	3,491
連結財務諸表の売上高	45,889	45,076

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,321	2,044
「その他」の区分の利益	3	19
セグメント間取引消去	2	20
連結財務諸表の営業利益	2,326	2,043

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	52,672	52,827
「その他」の区分の資産	875	803
全社資産(注)	11,785	11,682
セグメント間調整額	8,695	9,026
連結財務諸表の資産合計	56,638	56,287

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余剰運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,760	2,765	6	5	47	49	2,814	2,820
のれん償却額	1	4	-	-	-	-	1	4
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,942	4,002	6	0	77	19	3,025	4,023

(注)減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産及び固定資産に係る未実現損益の消去によるものであります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。



3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	120	21	54	4	-	-	200

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	236	147	30	-	-	-	414

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	1	-	-	-	1
当期末残高	-	-	-	-	19	-	-	-	19

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	4	-	-	-	4
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	7,121.77円	7,162.92円
1株当たり当期純利益金額	290.55円	164.99円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,749	993
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	1,749	993
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,022	6,022

( 重要な後発事象 )

( 重要な設備投資 )

当社は、2020年2月26日開催の取締役会において、固定資産(土地)の取得について決議し、2020年4月7日に売買契約を締結しております。

1. 取得の目的

自動車運送業における営業所用地として取得いたしました。

2. 設備投資の概要

所在地 兵庫県神戸市  
 敷地面積 11,682.9m<sup>2</sup>  
 取得価額 2,250百万円  
 資金調達方法 自己資金

3. 取得の時期

取得日 2020年4月7日

4. 当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の取得による2021年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

( 多額の資金の借入 )

当社は、2020年4月28日開催の取締役会において、設備投資計画及び資金計画について決議し、以下の通り資金の借入を実行しております。

1. 借入先

株式会社三井住友銀行

2. 借入金額

2,000百万円

3. 借入金利

固定金利

4. 資金使途

運転資金及び設備投資資金

5. 借入実行日

2020年5月29日

6. 返済期限

2025年5月30日

7. 担保等

無担保、無保証

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	261	260	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	398	251	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	375	354	0.3	2021年4月～ 2025年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	599	370	-	2021年4月～ 2026年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,634	1,237	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	126	90	90	48
リース債務	226	123	16	3

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	10,811	22,148	33,650	45,076
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	285	713	1,242	1,782
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	137	414	790	993
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	22.81	68.86	131.23	164.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	22.81	46.06	62.37	33.76

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,389	5,011
売掛金	2,342	2,344
商品	271	349
原材料及び貯蔵品	83	81
前払費用	67	61
短期貸付金	2,766	2,176
未収還付法人税等	105	-
その他	2,179	2,117
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	9,205	9,141
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,983	18,483
構築物	422	400
機械装置及び工具器具備品	409	366
車両運搬具	2,882	3,067
土地	16,412	16,580
リース資産	57	-
建設仮勘定	22	201
有形固定資産合計	28,191	29,100
無形固定資産		
投資その他の資産	278	341
投資有価証券	2,600	2,333
関係会社株式	480	610
長期貸付金	2,435	2,452
長期前払費用	988	1,122
その他	2,543	2,554
貸倒引当金	89	219
投資その他の資産合計	4,959	4,852
固定資産合計	33,429	34,294
資産合計	42,634	43,436

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	240	250
リース債務	59	-
未払金	2,167	2,176
未払法人税等	-	454
前受金	1,217	1,234
預り金	2,744	2,735
賞与引当金	513	534
その他	2,348	2,428
流動負債合計	11,498	12,011
固定負債		
長期借入金	365	354
繰延税金負債	738	620
退職給付引当金	180	203
受入保証金	1,203	1,951
その他	165	170
固定負債合計	3,480	3,300
負債合計	14,978	15,312
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金		
資本準備金	2,235	2,235
資本剰余金合計	2,235	2,235
利益剰余金		
利益準備金	307	307
その他利益剰余金		
特別償却準備金	31	16
固定資産圧縮積立金	889	888
別途積立金	11,395	11,395
繰越利益剰余金	8,763	9,436
利益剰余金合計	21,387	22,044
自己株式	448	449
株主資本合計	26,314	26,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,341	1,154
評価・換算差額等合計	1,341	1,154
純資産合計	27,656	28,123
負債純資産合計	42,634	43,436

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1 21,134	1 21,464
売上原価	1 16,986	1 17,364
売上総利益	4,147	4,100
販売費及び一般管理費	1, 2 2,637	1, 2 2,703
営業利益	1,510	1,397
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 142	1 180
助成金収入	37	34
その他	1 36	1 39
営業外収益合計	215	254
営業外費用		
支払利息	1 15	1 16
固定資産除却損	1 35	1 41
関係会社貸倒引当金繰入額	70	130
その他	4	20
営業外費用合計	124	209
経常利益	1,601	1,442
特別利益		
車両等購入補助金	92	65
負ののれん発生益	-	10
特別利益合計	92	75
特別損失		
固定資産圧縮損	85	49
減損損失	18	147
関係会社整理損	3 49	-
特別損失合計	153	197
税引前当期純利益	1,540	1,320
法人税、住民税及び事業税	173	492
法人税等調整額	28	38
法人税等合計	201	453
当期純利益	1,338	867

【売上原価明細表】

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 運送費				
(1) 人件費	8,142		8,281	
(給料手当)	(5,328)		(5,622)	
(賞与)	(1,098)		(923)	
(賞与引当金繰入額)	(446)		(461)	
(退職給付引当金繰入額)	(74)		(78)	
(福利厚生費)	(1,193)		(1,195)	
(2) 燃料油脂費	1,390		1,336	
(3) 修繕費	1,294		1,337	
(4) 減価償却費	1,402		1,442	
(5) その他	2,775	15,005	2,794	15,192
		88.3		87.5
2 売上原価				
(1) 不動産売上原価	833		822	
(2) ツタヤFC売上原価	827		1,013	
(3) その他売上原価	320	1,981	335	2,172
		11.7		12.5
売上原価合計		16,986		17,364
		100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	46	889	10,895
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					15		
固定資産圧縮積立金の取崩						0	
別途積立金の積立							500
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	15	0	500
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	31	889	11,395

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	8,134	20,274	447	25,202	1,787	26,990
当期変動額						
剰余金の配当	225	225		225		225
当期純利益	1,338	1,338		1,338		1,338
特別償却準備金の取崩	15	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	0	-		-		-
別途積立金の積立	500	-		-		-
自己株式の取得			1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					446	446
当期変動額合計	629	1,113	1	1,111	446	665
当期末残高	8,763	21,387	448	26,314	1,341	27,656



当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金		
				特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	31	889	11,395
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					15		
固定資産圧縮積立金の取崩						0	
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	15	0	-
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	16	888	11,395

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	8,763	21,387	448	26,314	1,341	27,656
当期変動額						
剰余金の配当	210	210		210		210
当期純利益	867	867		867		867
特別償却準備金の取崩	15	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	0	-		-		-
別途積立金の積立				-		-
自己株式の取得			1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					187	187
当期変動額合計	672	656	1	655	187	467
当期末残高	9,436	22,044	449	26,969	1,154	28,123

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品.....移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社では、自動車運送業において人の移動が制限されることによる一般路線バス・高速バス等旅客収入の減収、旅行貸切業においても、インバウンド需要の消失やツアー集客数の減少等の影響が予想されます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社の業績に与える影響は2020年9月頃まで続くとの仮定を置き、当事業年度の固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の判断における会計上の見積りを行っております。

## (貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務  
担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	195百万円	184百万円
土地	114	114
計	309	298

## 担保に係る債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受入保証金	320百万円	320百万円
計	320	320

## 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	858百万円	1,266百万円
長期金銭債権	443	460
短期金銭債務	7,637	7,616
長期金銭債務	424	427

## 3 保証債務

他の会社の営業契約等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
神姫フードサービス株式会社(取引保証)	4百万円	2百万円
株式会社神姫トラベル(取引保証)	16	9
しんきエンジェルハート株式会社(借入保証)	30	-
計	50	12

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	715百万円	715百万円
売上原価	2,704	2,627
販売費及び一般管理費	50	149
営業取引以外の取引による取引高	252	445

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度32%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度68%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	804百万円	877百万円
賞与引当金繰入額	65	72
退職給付費用	4	2
減価償却費	83	77

3 関係会社整理損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社株式売却損	0百万円	- 百万円
関係会社債権譲渡損	49	-
計	49	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	95	538	442
合計	95	538	442

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	95	361	266
合計	95	361	266

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	370	410
関連会社株式	15	15

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	11 百万円	37 百万円
賞与引当金	156	163
株式評価減	110	110
減価償却費	28	20
退職給付引当金	281	254
貸倒引当金	27	67
減損損失	39	82
その他	142	133
繰延税金資産小計	797	869
評価性引当額	206	246
繰延税金資産合計	590	623
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	391	391
その他有価証券評価差額金	571	491
退職給付信託設定益	345	345
特別償却準備金	13	7
その他	6	7
繰延税金負債合計	1,329	1,243
繰延税金負債の純額	738	620

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.5	2.9
評価性引当額	18.4	3.0
住民税均等割	2.4	3.0
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1	34.3

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(多額の資金の借入)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】  
 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	20,912	993	232 [31]	460	21,672	13,189
	構築物	2,385	15	5 (1) [1]	34	2,396	1,996
	機械装置及び 工具器具備品	1,606	51	32 (4) [0]	89	1,625	1,259
	車両運搬具	13,715	1,481	834 (43)	1,241	14,363	11,295
	土地	16,412	283	114 [112]	-	16,580	-
	リース資産	364	-	364	21	-	-
	建設仮勘定	22	194	15	-	201	-
	計	55,418	3,020	1,599 (49) [147]	1,848	56,840	27,739
無形固定資産	その他	460	140	82	77	518	176
	計	460	140	82	77	518	176

- (注) 1. 当期減少額の括弧書数字(内数)は、当期に取得した資産の一部に対する国庫補助金等に係る圧縮記帳額であり、期末残高から控除されております。  
 圧縮記帳累計額は、建物304百万円、構築物221百万円、機械装置及び工具器具備品82百万円、車両運搬具1,045百万円、土地41百万円、ソフトウェア91百万円であります。
2. 当期減少額の括弧書数字〔内数〕は、減損損失の金額であり期末残高から控除されております。
3. 建物の増加は、不動産における賃貸物件の購入719百万円、賃貸物件のリニューアル工事102百万円、自動車運送業における営業所耐震工事123百万円等によるものです。減少は、不動産における賃貸物件の除却193百万円、子会社の事業譲渡に伴う賃貸物件の減損損失31百万円等によるものです。
4. 機械装置及び工具器具備品の主な増加は、本社サーバの更新15百万円、自動車運送業における給油設備及び油水排水処理機の更新12百万円等によるものです。減少は、本社サーバ等の除却10百万円等によるものです。
5. 車両運搬具の増加は、自動車運送業における乗合バス等43両の購入1,141百万円等によるものです。減少は、乗合バス等53両の廃車・売却724百万円、車載器の除却59百万円等によるものです。
6. 土地の増加は、不動産における賃貸用土地の取得278百万円等によるものです。減少は、不動産における子会社の事業譲渡に伴う賃貸用土地の減損損失112百万円等によるものです。
7. 無形固定資産その他の増加は、自動車運送業におけるダイヤ・三角表システム等の購入94百万円、運賃システムの改修12百万円、本社人事給与情報システムの購入7百万円等によるものです。
8. 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	90	130	0	220
賞与引当金	513	534	513	534

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_koukoku.html">https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_koukoku.html</a>
株主に対する特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式2,000株以上を所有する株主に対し、6月16日及び12月16日以降6ヶ月間有効の株主乗車証又は株主乗車券(ともに持参人が使用可)を交付します。株主乗車証は2,000株毎に1枚贈呈し、30枚を上限枚数とします。株主乗車券は2,000株で10,000円相当額、20株増す毎に100円分累加し、14,000円を上限額とします。但し、使用できるのは特定路線を除きます。</li> <li>・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上2,000株未満を所有する株主に対しては、乗合バス運賃半額割引券を交付します。</li> <li>・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上を所有する株主に対しては、上記の他に当社及びグループ会社の商品・サービス利用時に使用できるグループ優待券(3,000円相当の金券)を一律に交付します。</li> </ul>

(注) 当社は、株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第136期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第137期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月13日近畿財務局長に提出

（第137期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日近畿財務局長に提出

（第137期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年7月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2019年6月28日近畿財務局長に提出

事業年度（第136期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 美穂 印

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、神姫バス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、神姫バス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 美穂 印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。